

令和3年（ネ）第165号損害賠償請求控訴事件

直送済

令和4年（ネ）第232号損害賠償請求附帯控訴事件

控訴人兼被控訴人（第一審原告） 佐藤敏彦 外1271名

控訴人（第一審原告） 酒井美幸 外29名

被控訴人（第一審原告） 鹿目晴美 外168名

附帯控訴人（第一審原告） 逢坂直子 外42名

被控訴人兼控訴人兼附帯被控訴人（第一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

控訴審準備書面（10） （最終準備書面）

令和4年11月15日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

被控訴人兼控訴人兼附帯被控訴人（第一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士

柳田 一 宏



同

滝 充 人



同

奥田 洋 平



同

関 卓 人



同	谷 内	麻里亜	
同	宮 下	敬 聖	
同	棚 村	友 博	 代
同	田 中	秀 幸	 代
同	青 木	翔太郎	 代
同	石 神	脩 平	 代
訴訟復代理人弁護士	大 胡	誠	
同	松 永	大 介	

＜目次＞

第1章	はじめに	1
第1	請求の概要等.....	1
第2	原判決の判断の概要.....	3
第3	原判決の誤りの概要.....	5
第2章	原判決が「一律」に法益侵害及び慰謝料を認定したことの誤り ...	6
第1	はじめに.....	6
第2	法益侵害が認められないこと.....	6
1.	原判決の概要と問題点.....	6
2.	一審原告らが主張する「法律上保護される利益」について.....	7
3.	法益侵害の判断基準＝「受忍限度論」.....	8
4.	自主的避難等対象区域においては、法益侵害がなかったこと.....	10
5.	本件旧屋内退避区域について.....	22
第3	(共通) 損害の主張立証がなされていないこと.....	26
1.	主張の概要.....	26
2.	各一審原告らが被った「損害」の主張立証がなされていない.....	27
3.	一審原告らが被った「共通損害」の主張立証もなされていない... ..	28
第4	小括.....	36
第3章	一審原告らの生活の平穩の回復（弁済の抗弁を含む）	38
第1	裁判外での賠償による生活の平穩の回復.....	38
1.	包括慰謝料及び追加的費用の支払による生活の平穩の回復.....	38
2.	財産的損害等の賠償による生活の平穩の回復.....	42
第2	弁済の抗弁とその主張の主旨.....	45
1.	弁済の抗弁.....	45
2.	一審被告東電による自主賠償に係る主張の主旨.....	47
第3	小括.....	48

第4章 慰謝料の増額を基礎付ける事実はないこと	49
第1 最高裁令和4年6月17日判決について	49
第2 本件最高裁判決の評価	52
第5章 結語	54
別紙① (いわき市の自主的避難等対象区域の被害状況等)	56
別紙②-1 (本件事故の推移に関する情報)	57
別紙②-2 (いわき市の空間放射線量率等の放射線に関する情報)	59
別紙②-3 (放射線の健康への影響に関する情報)	62

本書面では、これまで一審被告東電が行ってきた各争点に関する主張内容を総括し、原判決の判断に誤りがあること、及び本件における一審原告らの主張には理由がないことを改めて主張する。

なお、特に断りのない限り、一審被告東電がこれまでに提出した準備書面で定義した略語等は、本書面においても同様の意味を有するものとして使用する。

第1章 はじめに

第1 請求の概要等

- 1 一審原告らは、本件事故当時、福島県いわき市内（自主的避難等対象区域又は旧屋内退避区域）に居住し、その多くは本件事故後も同市での居住を継続している。

一審原告らは、第一審の段階では、本件事故が一審原告らの「平穏生活権」を侵害するものであり、その被った精神的損害に対する慰謝料が、中間指針、中間指針追補及び中間指針第二次追補が示す賠償額では不十分であるとして、これを超える共通の損害として、「事故直後の時期に対応する慰謝料」（2011（平成23）年3月11日から同年4月22日まで）として各自25万円（妊婦については50万円。いずれも一部請求。）を請求するとともに、これとは別途に「継続的被害による慰謝料」として2011（平成23）年3月11日から各自月額3万円（子供については各自月額8万円）の賠償等を求めていた。

一審原告らは、控訴審において請求内容を変更し、共通の損害として、下記「**第2の1**」に示す「原判決の判断の概要」記載の認容額に加えて、各自101万円（及び2011（平成23）年3月11日から年5分の遅延損害金）の賠償を求めている。

- 2 いわき市は、約1232平方キロメートル（東京23区の約2倍）の面積を

有する福島県最大の自治体である。そして、一審原告らの本件事故当時の居住地を図示した下図を見れば明らかなように、一審原告らの居住地は、茨城県との県境である南部から、本件原発に近い北部まで、また、地震や津波の影響で避難した者も多い海岸沿いから、その影響の少ない内陸部まで、いわき市内全体に広範囲に散在していた。そのため、一審原告らは、その居住地によって、本件原発との距離や方角、海岸との近接性等、様々な点において、本件事故当時に置かれていた状況が大きく異なっている。



3 いわき市は、その大部分が、本件事故発生以来、一度も避難指示等の対象となったことはなく、あくまで賠償との関係で、中間指針追補において「自主的避難等対象区域」と定められた区域である。加えて、いわき市のうち、本件原発から半径20 km以上30 km圏内に入る地域は、本件事故当初、屋内退避指示の対象となったものの、当該地域についても、そこに居住し続けても科学的に放射線被ばくによる健康影響がないとされている地域である（下記「**第2章第2の4(2)ア(i)及び(ウ)**」参照）。実際、本件事故当初に屋内退避指示の対象となっていたいわき市の一部の地域（本件旧屋内退避区域）は、2011（平成23）年4月22日に屋内退避区域の指定が解除され、他の多くの旧屋内退避区域が計画的避難区域又は緊急時避難準備区域等の指定を受けたのとは異なり、原災法等の制約を受ける状態が解消されている。

第2 原判決の判断の概要

1 原判決は、「いわき市に居住していた原告らが受けたと考えられる被害の内容、程度等を検討し、その内容等に照らし、原告らの法的利益の侵害又は損害の発生（損害発生等）があったといえるのかどうか、その損害発生等があるとして、相当な慰謝料額が幾らかであるのかを検討する」（原判決480頁）と述べた上で、一審原告らは「法令上の強制力による避難を強いられることはなかったとはいえ、事実上避難を強いられる状況にあったことは疑いようがない」（原判決507頁）として、自主的避難等対象区域に居住していた一審原告ら及び本件旧屋内退避区域に居住していた一審原告らのいずれについても、支払

¹ より具体的には、実際の避難者については「全くの任意で自主的に避難したという表現は明らかに不適当であって、事実上避難を強いられたものと評価して差し支えない」とし、また、避難をしなかった滞在者については「避難をしても全くおかしくない状況下で、放射線被ばくの合理的不安や社会生活上の混乱に伴う不便、不自由を強いられ、実際に避難した者と何ら変わりがない精神的苦痛を受けたものと評価して差し支えない」と説示している（原判決507～508頁）。

済みの慰謝料に追加して慰謝料の賠償義務を認めた。

2 弁済の抗弁については、一審原告らに対する財産的損害等の賠償をもって弁済の抗弁とする旨の一審被告東電の主張に関し、「本件訴訟の早い段階から財産的損害に対する賠償も含めて弁済の抗弁を主張し、争点化することが容易であった。それにもかかわらず、いわば本件訴訟の終結の直前になって、新たな損害費目について弁済の抗弁を主張したものであり、被告東電が上記反証をすることも、これを踏まえて、各原告において、その損害発生及び損害額を立証することも、もはや著しい訴訟遅延を招くものとしか評価できない。したがって、被告東電の上記弁済の抗弁は、故意に訴訟遅延等を狙ったものであるか、あるいは、明らかに重大な過失により時機に後れて提出された防御方法であり、訴訟の完結を遅延させることが明らかである」として却下した(原判決523頁)。

自主的避難等対象区域及び本件旧屋内退避区域の居住者に対して原判決が認定した慰謝料額、弁済の抗弁として認められた一審被告東電が自主賠償基準に基づき迅速かつ適正に支払った包括慰謝料の額、及び原判決が認容した額は、概ね、以下のとおりである(原判決509～513頁)。

区域	原判決の認定した慰謝料額	弁済の抗弁(包括慰謝料としての自主賠償額)	認容額
自主的避難等対象区域(一般)(D原告の一部)	22万円	8万円	14万円
自主的避難等対象区域(妊婦・子供) (A原告及びC原告の一部)	62万円	48万円	14万円
本件旧屋内退避区域(一般)(D原告の一部)	85万円	70万円	15万円
本件旧屋内退避区域(妊婦・子供) (A原告及びC原告の一部)	125万円	118万円	7万円

第3 原判決の誤りの概要

原判決の主要な誤りの概要は、以下のとおりである。

- ① いわき市の当時の状況からは、本件事故によって一審原告らの法律上保護される利益の侵害があることを裏付ける事実が認められないにもかかわらず、「事実上避難を強いられる状況にあったことは疑いようがない」と認定し、一審原告らの請求を一部認容したこと（下記「**第2章 第2**」）
- ② 各一審原告らに「損害」が発生したこと、また、全ての一審原告らに共通に認められる肉体的・精神的苦痛の発生原因となる事実について、具体的に主張立証がなされていないにもかかわらず、原判決が「損害」の発生を認め、「一律」の「慰謝料」を認定したこと（下記「**第2章 第3**」）
- ③ 一審被告東電が訴訟外において様々な費目についての賠償を実施することにより、一審原告らの生活の平穏は回復しているにもかかわらず、当該賠償の事実を考慮せずに慰謝料額を認定し、一審原告らの請求を一部認容したこと（下記「**第3章**」）

第2章 原判決が「一律」に法益侵害及び慰謝料を認定したことの誤り

第1 はじめに

一審原告らは、法律上保護される利益の「侵害」及び「損害」のいずれについても、当該法的評価を裏付ける具体的な事実についての主張立証を行っていない。それにもかかわらず、原判決が「一律」に法益侵害及び「一律」の慰謝料を認定したことは誤りである。

第2 法益侵害が認められないこと

1. 原判決の概要と問題点

(1) 原判決の概要

原判決は、「いわき市に居住していた原告らが受けたと考えられる被害の内容、程度等を検討し、その内容等に照らし、原告らの法的利益の侵害又は損害の発生（損害発生等）があったといえるのかどうか、その損害発生等があるとして、相当な慰謝料額が幾らかであるのかを検討する」（原判決480頁）と検討の順序を示した。

その上で、原判決は、自主的避難等対象区域について、放射線被ばくの健康リスク、いわき市の被害状況、いわき市居住者の避難状況等の事情を検討し、一審原告らは「法令上の強制力による避難を強いられることはなかったとはいえ、事実上避難を強いられる状況にあったことは疑いようがない」（原判決507頁）と認定し、慰謝料額を検討している。

(2) 原判決の問題点

上記「(1)」のとおり、原判決は、「原告らの法的利益の侵害又は損害の発生（損害発生等）があったといえるのかどうか」をまず検討すると述べてい

る。しかし、「法的利益の侵害」と「損害の発生」とは、原賠法3条1項において別個の要件であり、各々検討されなければならないにもかかわらず、原判決はこれをあたかも同一の要件であるかのように取り扱っている点で、要件解釈を誤っている。

すなわち、原賠法は、民法の不法行為法の特則であるため、原賠法上の損害賠償責任についても、「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」が要件となる（民法709条）。しかし、原判決は、「法的利益の侵害」と「損害の発生」とを区別せず、また、「法的利益の侵害」の有無について具体的に検討することなく、「損害の発生」があったものと結論付け、慰謝料額を検討するに至っている。このような原判決の判断は、原賠法上の損害賠償責任についても当然に要件とされる「権利又は法律上保護される利益」がどのようなものであって、それがなぜ「侵害」されたといえるのかについての検討を欠くものであって、原賠法の要件解釈を誤っている。

2. 一審原告らが主張する「法律上保護される利益」について

一審原告らは、本件において問題となる「法律上保護される利益」として、「① 身体権に接続した平穏生活権」及び「② 精神的人格権としての平穏生活権」を主張する（一審原告ら控訴理由書（損害論）9～12頁）。

しかし、「② 精神的人格権としての平穏生活権」については、独立した「法律上保護される利益」ではなく、「① 身体権に接続した平穏生活権」に収斂される。その理由は、(i) 侵害の結果生じるとされる「被害」は放射線被ばくの不安に起因するものであり、「① 身体権に接続した平穏生活権」の侵害の結果生じるとされる「被害」と同一であること、(ii) 利益の客体・内容及び利益帰属主体の範囲が不明確であること、(iii) 「毎日の生き甲斐」、「地域住民とつながり、相互に助け合う」（一審原告ら控訴理由書（損害論）22頁）などは、故

郷やコミュニティに対する個人の想いや心情に過ぎず、独立した法的利益であるとの共通認識はなく、不法行為法上、保護の対象となるべき法的根拠を欠くこと、及び、(iv) 「野外活動を通じて地域住民とつながり、相互に助け合う利益」、「地域の自然環境を享受し恩恵を受ける利益」(一審原告ら控訴理由書(損害論) 22頁)などは、不特定多数者の集团的利益又は一般的公益に属する利益に過ぎず、個人に排他的に帰属するものではないことである(一審被告東電控訴答弁書(2) 3～8頁)。

そして、下記「4」以下で述べるとおり、本件において、一審原告らの「平穏生活権」(「身体権に接続した平穏生活権」)につき、「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」は認められない²。

3. 法益侵害の判断基準＝「受忍限度論」

(1) 一審原告らが主張する「平穏生活権」は、他の権利との相関において外延が画される利益(相関的利益)であるため(すなわち、本件は、下記「4(2)イ(7)」のとおり、生命身体に関する損害が生じた事案ではないため)、当該利益が「権利又は法律上保護される利益」に該当し、その「侵害」があるといえるか否かの判断枠組みとしては「受忍限度論」が用いられる(乙C62)。

受忍限度論においては、(i) 侵害行為の態様と侵害の程度、(ii) 被侵害利益の性質と内容、(iii) 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、(iv) その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情を総合的に考察した上で、客観的な状況の下で、平均的・一般的な人を基準として、侵害が「一般社会生活上受忍すべき限度を超えた」ものであ

² なお、仮に独立して「法律上保護される利益」と評価する余地があるとしても、本件における客観的事実情に照らせば一審原告らが主張する「精神的人格権としての平穏生活権」につき不法行為法上当該利益の「侵害」があったと評価することができないことについては、一審被告東電控訴答弁書(2)の8～16頁において指摘したとおりである。

るか否かを判断することになる（最判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁（大阪空港事件上告審判決）、最判平成6年3月24日集民172号99頁（レデイミクストコンクリート製造工場事件上告審判決）等）。

- (2) 「一般社会生活上受忍すべき限度を超えた」ものであるか否かは、このように平均的・一般的な人を基準とする以上、実際の危険性に基づかない「恐怖心」といった専ら主観的な事情によって判断されるべきではなく、客観的な状況を踏まえた判断がなされなければならない（なお、仮に、本件において「受忍限度論」が適用されないとしても、本件において問題となる「平穏生活権」は、その内実が恐怖感・不安感という主観に係ることに加え、上記「(1)」のとおりここで問題となる利益は生命・身体・財産のようにそれ自体として権利・利益の対象範囲が画定しているものではなく他の権利との相関において外延が画される相関的利益であるので、「法律上保護される利益」の「侵害」を判断するにあたっては一定の基準³が必要であり、当該基準を超えるものであるか否かを判断するにあたっては、上記と同様の考え方があてはまる。）。

- (3) したがって、いわき市における実際の空間放射線量率の多寡及び当該放射線被ばくによる健康影響の有無・程度並びにそれらに対する客観的・科学的根拠の有無、さらにはこれらの情報の流通状況といった客観的な状況は、「一般社会生活上受忍すべき限度」（あるいは、これとは別の一定の基準（脚注3参照））を超えるものなのか否かを判断するに当たって極めて重要な考慮要素であって、単に主観的に「恐怖心」や「不安」を感じたというだけでは、「権

³ 例えば、社会的相当性を超えるか否か、恐怖や不安に客観的根拠が存在するか否か、あるいは一審原告らが主張するように「通常甘受すべき」被害を超えるか否かといったものなど、何をもって「侵害」といえるのかについては一定の基準が必要である（一審被告東電控訴審準備書面（1）9～10頁）。

利又は法律上保護される利益」が「侵害」されたとはいえない（以上につき、一審被告東電控訴理由書6～9頁及び一審被告東電控訴審準備書面（1）5～10頁も参照）。

4. 自主的避難等対象区域においては、法益侵害がなかったこと

(1) 原判決は、受忍限度を超える法益侵害の有無について、最高裁判所の判例に示されている要素に従った判断をしていないこと

一審被告東電は、原審において、自主的避難等対象区域に居住していた原告らについて、受忍限度論に従って判断すれば法益侵害が認められないと主張した（一審被告東電原審準備書面（25））。

しかしながら、原判決は、上記「1 (1)」のとおり、請求を認容するか否かの判断において、受忍限度論に基づいて法益侵害の有無を判断する際に考慮すべきものとして最高裁判例（最判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁（大阪空港事件上告審判決）、最判平成6年3月24日集民172号99頁（レデイミクストコンクリート製造工場事件上告審判決）等）が示す要素に即して法益侵害の有無を判断することなく、損害の発生があったものと結論付け、慰謝料額を検討するに至っている。

しかるに、上記「3」において述べたとおり、判例において挙げられている考慮要素に則して検討をすれば、下記「(2)」で述べるとおり、自主的避難等対象区域に居住していた一審原告らについて受忍限度を超える法益侵害は認められない。

(2) いわき市の自主的避難等対象区域において受忍限度を超える法益侵害は認められないこと

以下に詳述するように、いわき市の本件事故後の客観的な状況を踏まえ、

上記「3(1)」の各考慮要素を総合的に勘案すれば、いわき市の自主的避難等対象区域の一審原告らについて、生活の平穏は保たれており、客観的な状況のもとで、平均的・一般的な人を基準として、受忍限度を超えた利益侵害（法益侵害）があったとは評価できない。

ア 認定の基礎となる事実関係

(7) いわき市の被害状況

いわき市における被害状況等は別紙①のとおりであり、その要点を簡単にまとめると、以下のとおりとなる。

- (i) 本件事故直後にいわき市に発生した被害は、主に本件地震に起因する社会インフラへの被害であって、本件事故により生じた被害ではない。なお、本件地震により被害が生じた電気、ガス、水道といった社会インフラは2011（平成23）年4月には概ね復旧し、同月頃には各自治体において社会活動が再開しており、本件事故による影響は見られない（原判決262、264、280頁）。
- (ii) 入学式、始業式等、文教施設の式典等についても通常とほぼ同様の時期に実施されており本件事故による影響がみられない（原判決279頁）。
- (iii) 本件事故に伴う空間放射線量率の一時的な高まりについても、本件事故後早々に解消されており、その具体的影響はみられない（原判決266、269頁、乙A189、乙A211）。
- (iv) いわき市は、避難指示の対象となっておらず、本件事故直後の2011（平成23）年3月15日時点において、同市から移転した

いわき市居住者の数を超える1万5692人の避難者を受け入れており、むしろ避難先となっていた(乙C23・5頁)。なお、同市から移転したいわき市居住者についても、その半数は2011(平成23)年3月中に移転先から帰還し、同年4月には約75%が移転先から帰還している(甲A145)。

(イ) いわき市の自主的避難等対象区域の空間放射線量率等

(i) 福島県いわき市にある県合同庁舎の空間放射線量率は、2011(平成23)年3月下旬の時点で概ね毎時3.8マイクロシーベルトを下回り、かつ、全体として減少傾向にあり、同月28日以降は毎時1マイクロシーベルトを一度も上回ることはなかった(乙A188)。

(ii) 放射性ヨウ素については、一般的な基準値を上回ることはなく、乳児用の基準値との関係でも、同月末には安定して基準値を下回っていた(原判決272、273、282、283頁)。

(iii) いわき市は、以下のとおり、同じ自主的避難等対象区域である中通り(福島市、郡山市等)と比べて、2011(平成23)年3月及び4月の空間放射線量率が著しく低い(乙A188、乙A210)。

単位：マイクログレイ／時間≒マイクロシーベルト／時間

測定日	測定地点 いわき合同庁舎 駐車場（平） （最高値／最低値）	福島市 （県北保健福祉事務所 東側駐車場） （最高値／最低値）	郡山市 （郡山合同庁舎東側 入口付近） （最高値／最低値）
平成23年3月20日	0.89／0.75	10.10／8.13	2.57／2.33 ⁴
平成23年3月30日	0.85／0.64	3.32／2.64	2.65／2.38
平成23年4月10日	0.42／0.33	2.08／1.80	1.93／1.80
平成23年4月20日	0.32／0.28	1.77／1.57	1.85／1.58
平成23年4月30日	0.29／0.26	1.65／1.52	1.61／1.47

(ウ) 放射線の健康への影響に関する科学的知見等

(i) 国際的に合意されている科学的知見である低線量被ばくWG報告書及び2007（平成19）年のICRP勧告（乙A40、乙A41）によれば、現在の避難指示の基準である年間20ミリシーベルトの被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比べて十分に低い水準である。

(ii) 国連科学委員会（UNSCEAR）が2021（令和3）年3月9日付けで公表した2020（令和2）年報告書プレスリリースにおいて、本件事故によって福島県の県民に放射線被ばくが直接の原因となる健康影響が将来的に見られる可能性は低いと結論づけられている（乙A190）。

⁴ 平成23年3月20日の測定のみ測定地点が郡山合同庁舎3階であった。

- (iii) 放射線による遺伝的影響についても、現時点において特段の影響があるとの科学的知見は確立されておらず、本件においても、本件事故による小児の甲状腺被ばくは限定的であり⁵、被ばく線量が少ないため発がんリスクは非常に低い（原判決482～483頁）。
- (iv) 疫学的な研究も、発がんリスクの上昇を医学的な観点から客観的に証明するものとはいい難く、発がんリスク以外の健康リスクの上昇についても明らかになっていない（原判決484～485頁）。
- (v) 放射線は自然環境の中にも一定程度存在するものであり、世界平均で年間1人当たり約2.4ミリシーベルト、日本平均で年間1人当たり約1.5ミリシーベルトの自然放射線を受けているとされている（乙B3・34頁）。上記の世界平均（年間）の内訳は、宇宙から0.39ミリシーベルト、大地から0.48ミリシーベルト、食べ物から0.29ミリシーベルト、空気中（主にラドンの吸入）から1.26ミリシーベルトと見積もられている（乙B3・34頁）。また、高度が上がることにより、宇宙放射線の影響を受けやすくなり、例えば、成田・ニューヨーク間を飛行機で1回往復すると、約0.2ミリシーベルトの放射線を宇宙から受けるとされている（乙B3・34頁）。世界各地の空間放射線量率をみても、日本と比べて格段に高い空間放射線量率が計測されている地点が複数存在するほか（乙A39・2頁によると、日本において大地から観測される空間放射線量率は年間0.3ミリシーベルトであるのに対し、インド

⁵ 原判決は、「小児甲状腺被ばく調査の結果、環境放射能汚染レベル、食品汚染レベルの調査などの様々な調査結果によれば、本件事故による環境中の影響によってチェルノブイリ原発事故のような大量の放射性ヨウ素を接種したとは考えられないとする」との事実を認定している（原判決483頁）。

のケララ・マドラスでは約3.1倍の年間9.2ミリシーベルト、イランのラムサルでは約1.6倍の年間約4.7ミリシーベルト、イタリアのオルビエートでは約1.1倍の年間3.4ミリシーベルトであるとされている。)、2017(平成29)年8月1日時点におけるいわき市の空間放射線量率と世界の主要都市との空間放射線量率を比較しても、いわき市が毎時0.06マイクロシーベルトであるのに対し、シンガポールが毎時0.10マイクロシーベルト、ベルリンが毎時0.07マイクロシーベルト、北京が毎時0.07マイクロシーベルト、パリが毎時0.04マイクロシーベルトと、ほぼ同じ水準にある(乙A216・5頁)。

(vi) 放射線は、レントゲン・CT検査や放射線治療のように医療などでも用いられる。例えば、胸部X線コンピューター断層撮影検査(胸部CTスキャン)では1回当たり約7ミリシーベルト、胃のX線検診では1回当たり0.6ミリシーベルト、胸部X線検診では1回当たり0.05ミリシーベルトの放射線量を一般に受けるとされている(乙B3・36頁)。日本では、自然放射線のほかに放射線を利用した医療診断によって、国民1人当たり平均で年間2.25ミリシーベルトの放射線量を受けているとされている(乙B4・24頁)。

(I) 空間放射線量率の低減等についての情報の提供

別紙②-1、別紙②-2及び別紙②-3のとおり、本件事故直後の2011(平成23)年3月から同年4月にかけて、本件原発の状況が解明される過程や本件原発の冷温停止による本件事故の収束に向けた活動の状況、並びに、各地の空間放射線量率は安定的に低下していること及び各地で計測されている空間放射線量率は健康に影響する程度には至っ

ていないことが周知されていた（乙A56、乙A58、乙A107、乙A108の2、乙A108の3、乙A109、乙A205、乙C31の1）。

また、いわき市長（当時）が、2011（平成23）年4月22日に政府によりなされた、いわき市の屋内退避指示解除に対し、「政府が正式に『いわきは安全』ということを確認した」とコメントしており、これが地方紙（福島民報）で報道されていた（2011（平成23）年4月23日付け福島民報（乙A109・51枚目））。

(オ) 一審原告らの本人尋問及び陳述書に記載されている一審原告ら本人の供述

(i) いわき市では本件事故直後の時期においても正常な社会生活が継続されていたことについて、一審原告らは以下のように述べている。

- ① 原告番号1021は、2011（平成23）年3月25日に移転先から「いわき市に戻ったところ、周辺の家は、大体帰還していました」と述べている（甲D27・5頁）。
- ② 原告番号2245は、2011（平成23）年4月12日に「アパート（一審被告東電注：避難先である原告番号2245の長女が居住していたアパートを指す。）から自宅戻った時は、ほぼ近所の方はもう戻ってきて自宅に住んでいました」と述べている（原文ママ。原告番号2245本人調書21頁）。
- ③ 原告番号1332は、「5月9日に一旦様子を見るために、私だけがいわきの自宅に戻ったのです。そうしたところ、既にこの頃

には自宅周辺の方々は、一時避難先からほとんどが帰宅していて、平静に戻っている様子でした。そうした状況と、愛猫たちとの再会を得て、私はもう倉敷（一審被告東電注：原告番号1332の避難先を指す。）に戻る気持ちがなくなりました」と述べている（原文ママ。甲D15・4～5頁）。

(ii) また、いわき市における空間放射線量率の状況によって客観的な健康被害の危険性が生じているものではないことが本件事故直後の時期においても十分に認識されていたことについて、一審原告らは以下のように述べている。

① 原告番号1117は、本件事故発生から「6日とか7日目辺りぐらい」に、「避難する際の線量の程度をメールで問い合わせた放射線防護学者の野口日本大学助教授から『数日様子を見て線量が低くならないなら避難も考えたら』という趣旨の返答があったことと、原発問題住民運動全国連絡センターの東京事務所から放射線量測定機が自宅に届いて自分で測定できるようになった」ことにより、「ものすごい……精神的に落ち着き、避難は必要ないということについて「かなり正しい判断ではないかというふうな、確信は自分では持ち出しました」」（甲D13・8頁、原告番号1117本人調書51～52頁。下線部は一審被告東電が付したもの（以下同じ。））として、放射線被ばくによる健康被害の懸念がないことを認識した上で、いわき市に滞在することを選択した。

② 原告番号1206は、本件事故による放射線の影響についてインターネットで情報収集をしており、インターネット上では、本件

事故発生後約1か月間にわたり、いわき市の近隣自治体の情報が10分間隔で発表されるなど、「情報量は極めて豊富」であったと述べている。同原告は、そのような情報から、「私の居住地周辺については比較的安全だと思いました」として、いわき市に滞在することを選択したことを述べている(甲D19・2～3頁)。
また、同一審原告は、本件事故当時はいわき市遠野町の沢水を生活用水に使用していたところ、本件事故発生から数日間は同町の湧水を貰って生活をし、「発表される放射線量、インターネットでの調査などの結果、安全と判断されましたので、事故後十日後からは、もとの沢水を飲むようになりました」と述べている(甲D19・3頁)。

- ③ 原告番号2245は、2011(平成23)年3月26日に他所での生活を終了したきっかけについて、報道等を見た結果、「本当にもうだめだというような危機的な感じはだいぶ薄れてきたということがありましたので、それで自宅に戻ることにしました」と述べている(原告番号2245本人調書30頁)。
- ④ 原告番号1195は、本人尋問において、「平成23年4月頃というのは、あなたはやはり新聞等を見て、いわき市内の線量のこととかは見ていたということですか。」との質問に対し、「気にはしていませんでした。」と述べた上で、本件事故後に移転していた訴外長女とその子供ら2名及び訴外長男とその子供ら2名が、平成23年4月初め頃から同月20日頃の間、各移転先からいわき市に帰還してくる際、当時のいわき市の放射線量の状況を踏まえた上で、長女らの帰還について「特に反対はしませんでした。」と

述べている（原告1195本人調書28～29頁）。

⑤ 原告番号1130は、2011（平成23）年4月16日頃、テレビの報道、安齋育郎教授⁶、ジャーナリストの江川紹子氏の報告学習会等から得られた情報を踏まえて、風向きにさえ気を付けていれば、直ちに避難する必要はないと判断したと述べている（原告番号1130本人調書4～6頁、26頁）。

⑥ 移転せずにいわき市に留まっていた原告番号1067は、本件事故後に移転をしていた同一審原告の家族がいわき市に帰還する時期の話し合いについて、「避難して1か月ぐらいして、当時、市の発表する線量の数値も若干下がってきていて、いわきは線量が低いんだということが徐々に分かってきたこともあったので、そろそろ戻って来てもいいんじゃないかということ、震災後1か月ぐらい、4月の末ぐらいになって、話し始めました」と述べている（原告番号1067本人調書15頁）。

イ 受忍限度を超える利益侵害（法益侵害）は生じていないこと

上記「ア」で述べた事実関係を前提として、受忍限度論に沿った検討を行うに、客観的な状況のもとで、平均的・一般的な人を基準として、法益侵害があったとは評価できず、したがって、自主的避難等対象区域に居住していた一審原告らについて受忍限度を超える侵害が一律に生じていたと認められる余地はない。

⁶ なお、同教授は反原発運動の中心的な役割を果たす科学者であるが、本件事故直後から、過度に恐れず理性的に対応することを呼びかけていた。

(7) 侵害行為の態様及び侵害の程度、並びに、被侵害利益の性質及び内容

前記「ア(7)(ii)、(iii)、(イ)及び(ウ)」のとおり、いわき市の自主的避難等対象区域においては、具体的な健康リスクを生じさせるような空間放射線量率が観測されておらず、かつ、現に、大多数の住民が本件事故の前と変わらず正常な社会生活を継続していた。このことは、前記「ア(7)(iv)及び(オ)」のとおり、いわき市が、他の自主的避難等対象区域と異なり、いわき市外に移転したいわき市居住者の数を超える多数の避難者を受け入れる避難先となっていたことや、本件事故直後にいわき市外に移転したいわき市民についても、その多くが、いわき市の状況を把握した上で、本件事故から1か月も経たないうちにいわき市に帰還していたと述べる一審原告らの供述からも裏付けられる。このような事情を踏まえれば、少なくともいわき市の自主的避難等対象区域においては、生命・身体や財産に対する直接的な侵害はなく、居住地での生活に具体的な支障が生じたわけでもない。

また、前記「ア(1)」のとおり、同市の空間放射線量は健康に影響する程度には至っていないことが周知されていた。

このように、自主的避難等対象区域においては、侵害行為の態様として生命・身体や財産に対する直接的な侵害はなく、また本件事故によって同区域の居住者に生じた侵害の程度は低かったといえる。また、前記「3」で述べたとおり、本件の被侵害利益は「平穏生活権」と主張されているが、自主的避難等対象区域においては客観的根拠に基づかない漠然とした不安感や嫌悪感を抱いたにすぎず具体的な健康への懸念はなかったのであるから、かかる「平穏生活権」は法律上保護される利益に当たらない。

(イ) 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況

前記「ア(7)(ii)、(iii)及び(iv)」のとおり、自主的避難等対象区域においては、本件事故前と変わらない生活が続けられていた。

一審原告らの中には、本件事故時に居住していたいわき市から移転した者もいるが、具体的に、いかなる事情に基づき移転しなければならなかったのか、あるいはすぐに自宅に戻ることができなかったのかについて、何ら主張立証がされておらず、「事実上避難を強いられる状況にあった」と評価しうる具体的な事実はない。

(ロ) その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等

前記「ア(1)」のとおり、本件事故の直後から被害の拡大防止に向けた措置が迅速に講じられたほか、本件事故による健康への影響がないことについての報道も十分になされており、被害者らの不安を和らげるための措置が十分に講じられていた。こうした措置の効果を裏付けるように、前記「ア(7)(ii)、(iv)、(オ)」のとおり、大半の者は移転せず本件事故の前後を通じて変わらない社会生活が営まれ、むしろいわき市内では移転者の数を上回る多数の避難者を受け入れており、移転した者も多くが本件事故から1か月も経たずに帰還していた。なお、除染作業が完了するまで不安を感じたいわき市民がいたとしても、客観的な危険性がない以上、当該不安は、専ら主観的な漠然とした不安感に過ぎない。したがって、除染が完了するまで不安を感じたとしても、当該「不安感」をもって、法律上保護される利益が侵害されたとは言えない。すなわち、上記「ア(1)」のとおり、いわき市における空間放射線量は、健康に影響を生じさせるものではなく、いわき市における除染は、具体的な健康リ

スクの除去のためのものではなく、いわき市民の漠然とした不安感を解消するためのものであった。このことは、(i) いわき市が、除染が法的に義務付けられる「除染特別地域」(放射性物質汚染対処措置法 28 条 1 項、30 条 1 項) に指定されていないこと⁷、及び(ii) いわき市除染実施計画に「除染に向けた各種取組みを推進することにより、市民の皆様の安心感を確保することとし」(甲 A 6 6 4・3 頁) と記載されていることから裏付けられる(除染をしなければ健康被害が生じうるということであれば、「安心感を確保する」などという表現は用いない)。

(3) 小括

以上のように、自主的避難等対象区域においては、そもそも本件事故によって法律上保護される利益が侵害された事実はなかった⁸。

5. 本件旧屋内退避区域について

- (1) 一審原告らが具体的な事実関係を受忍限度論に沿って主張・立証しておらず、遅くとも平成 23 年 4 月 23 日以降は受忍限度を超える利益侵害(法益侵害)が生じていないこと

本件旧屋内退避区域の居住者において生じたと考え得る不利益は、屋内退避の指示により行動に一定の制約が生じ得たことによる、身体的被害に至ら

⁷ 「除染特別地域」には、福島県内の 11 市町村で帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域であったことのある地域が指定されている(乙 C 39)。

⁸ 本文記載のとおり、一審原告らは「侵害」を基礎付ける事実について具体的な主張立証をしておらず、また、いわき市の本件事故後の客観的な状況を踏まえれば、自主的避難等対象区域の一審原告らについては、生活の平穏は保たれていた。したがって、仮に受忍限度論に代わる他の基準(脚注 3 参照)を用いるとしても、一審原告らの主張する被害は社会的相当性を超えておらず、恐怖や不安に客観的根拠が存在することもなく、また、「通常甘受すべき」被害を超える侵害もない以上、本件事故によって法律上保護される利益が侵害された事実はなかった。

ない生活妨害の限度である。

この点、自主的避難等対象区域に関し上記「4」において述べたのと同様、本件訴訟において一審原告らが主張するような「平穩生活権」に対する「侵害」があるといえるか否かについては、「受忍限度論」に沿った検討がなされる必要がある。

しかし、自主的避難等対象区域について前記「4 (1)」で述べたのと同様、旧屋内退避区域に居住していた一審原告らも、受忍限度を超える「侵害」（原判決が認定した「事実上避難を強いられる状況にあったこと」）の判断において考慮すべきものとして判例上示されている要素（(i) 侵害行為の態様と侵害の程度、(ii) 被侵害利益の性質と内容、(iii) 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、(iv) その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果）について、前提となるべき具体的な事実関係を主張立証していない。

したがって、一審原告らにおいて「権利又は法律上保護される利益」に対する「侵害」が生じたものと認定する前提に欠ける。むしろ、以下に述べるように、いわき市の客観的状況を前提として受忍限度論に沿って検討するに、仮に本件事故発生当初の時期において、本件旧屋内退避区域の一審原告らに法益侵害が認められるとしても、遅くとも2011（平成23）年4月23日以降は、本件旧屋内退避区域の一審原告らについても生活の平穩は回復されていたため、客観的な状況のもとで、平均的・一般的な人を基準として、恐怖感や不安に合理的な理由があるということはできず、一般社会生活上受忍すべき限度を超えた利益侵害（法益侵害）があったとは評価できない。

ア 判断の基礎となる事実関係

(7) 別紙①のとおり、2011（平成23）年4月には、いわき市の小中

学校、幼稚園、保育園等の文教施設において、例年どおり、入学式、入園式等の式典が実施され、新学期が開始されているほか、本件地震により被害が生じた電気、ガス、水道といった社会インフラも同月には概ね復旧していた（原判決279、262、264、280頁）。

(イ) 本件旧屋内退避区域についても、2011（平成23）年4月6日から同月29日にかけて実施された航空機モニタリングの結果、空間放射線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを上回ることにはなかった（原判決291～292頁）。また、現在の医学的知見を前提とする限り、低線量の放射線被ばくの発がんリスクへの影響は認められず、また、発がんリスク以外の健康リスクについても医学的なエビデンスが得られていない（原判決481～482頁、乙A40、乙A41、乙A190）。

(ウ) 本件旧屋内退避区域は、2011（平成23）年4月22日に屋内退避の指示が解除され、その後、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域などの指定を受けることなく、自主的避難等対象区域と同様、原災法等の制約を一切受けない状態となった（乙A25）。

(エ) 別紙②-1、別紙②-2及び別紙②-3のとおり、本件事故直後から2011（平成23）年4月にかけて、本件原発の状況が解明される過程や本件原発の冷温停止による本件事故の収束に向けた活動の状況、並びに、各地の空間放射線量率は安定的に低下していること及び各地で計測されている空間放射線量率は健康に影響する程度には至っていないことが周知されていた（乙A56、乙A58、乙A107、乙A108の2、乙A108の3、乙A109、乙A205、乙C31の1）。

(オ) 2011（平成23）年4月23日以降、本件旧屋内退避区域は避難

指示等の対象となっていない。

- (カ) 本件旧屋内退避区域（注：小川地区、川前地区、久之浜・大久地区の一部）は、いわき市の他のエリアを比較すると、産業・人口などの回復の程度は劣るものの、同区域は、本件事故以前から人口が減少し、いわき市の他のエリアと比べて少子高齢化が進んでいた区域であり（甲A 5 1 1・5、1 2、1 4 枚目等）、本件事故前後の同区域の産業・人口規模の縮小は、本件事故以前からの縮小傾向を大きく逸脱するものではない。

イ 受忍限度を超える利益侵害（法益侵害）の期間

- (7) 本件旧屋内退避区域に関しても、権利又は法律上保護される利益の侵害がいつまで継続していたのかを判断するに当たっては、一審原告らが主張する「平穏生活権」は相関的利益であることから、上記「2」の考慮要素を総合的に勘案した上で、客観的な状況のもとで、平均的・一般的な人を基準として、一般社会生活上受忍すべき限度を超えた利益侵害（法益侵害）があったといえるかを判断しなければならない。
- (4) この点、前記「ア」で述べたとおり、本件旧屋内退避区域の居住者であった原告らについても、健康影響が懸念されるような放射線の影響はなく、また、避難等の指示がされたものでもなく、緊急時に屋内への退避又は避難ができるよう準備することが求められていたにとどまり、考え得る不利益は、そのような緊急時の屋内退避の指示により行動に一定の制約が生じ得たことにとどまるところ、2011（平成23）年4月22日に屋内退避の指示が解除されたことにより、生活上の支障を生じる状況にはなくなり、同月22日にはいわき市の屋内退避指示解除に対し、「政府が正式に『いわきは安全』ということ認めた」とのコメント

が発表されるに至っている((i)侵害行為の態様と侵害の程度、並びに、
(ii)被侵害利益の性質及び内容)。

(ウ) また、本件事故の収束に向けた活動の状況、並びに、各地の空間放射線量率は安定的に低下していること及び各地で計測されている空間放射線量率は健康に影響するものでないことも周知がされており、従前の人口減少からみても産業・人口が本件事故で大きく減退したものでなく、本件事故が同日以降において生活上の支障を残すものとなっていたものでもなかった((iii)侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、並びに、(iv)被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等)。

(イ) 以上のような事情に照らせば、仮に本件事故発生当初の時期において、本件屋内退避区域の一審原告らに法益侵害が認められるとしても、遅くとも2011(平成23)年4月22日までには、受忍限度を超える利益侵害(法益侵害)は生じていない。

第3 (共通) 損害の主張立証がなされていないこと

1. 主張の概要

(1) 上記「第2」の法益侵害の点に加え、一審原告らは、「損害」について、具体的な主張立証を行っていない。

(2) 損害賠償請求訴訟において、原告は、法益侵害により「損害」が発生したことについて主張立証責任を負う。この点、損害の性質上、その額を認定することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができるものの(民事訴訟法248条)、(i)当然、その裁量には「社会通念により相当として容認さ

れ得る範囲」に留まる（最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁）ほか、(ii) 民事訴訟法248条に基づき損害額の評価が裁判所の裁量に委ねられるとしても、原告は損害が発生したことについては、依然として主張立証責任を負う。

(3) 本件の場合、一審原告らは、各一審原告が被った肉体的・精神的苦痛及びその発生原因となる事実を主張立証しなければならないにもかかわらず、各一審原告らにおいてこれらの点を具体的に主張立証していない(下記「2」)。

また、一審原告らに「共通」する損害として、自主賠償基準を超える「一律」の慰謝料の支払を求めるのであれば、一審原告らは、全ての一審原告らに共通して発生したと認められる肉体的・精神的苦痛及びその発生原因となる事実を具体的に主張立証する必要があるが、一審原告らはこれらの点についても具体的に主張立証できていない(下記「3」)。

2. 各一審原告らが被った「損害」の主張立証がなされていない

慰謝料は被害者の肉体的・精神的苦痛を慰謝するものであるところ、肉体的・精神的苦痛の有無や程度は当然ながら各人によって異なることから、慰謝料の評価・算定は、本来、被害者の個別事情に基づきなされる必要がある。したがって、個別事情に基づく慰謝料の評価・算定の結果、認定慰謝料額が中間指針等を踏まえた自主賠償基準による賠償額を超えることは当然あり得る。

しかし、本件では、慰謝料の評価・算定を個別に行うに足りる程度にまで各一審原告に生じた個別事情の立証はなされていない。すなわち、陳述書(但し、全ての世帯の一審原告らが提出したものではなく、一審原告らのうちの一部(39名)が提出したにとどまる。)が提出されている以外には個別事情を立証する証拠がほとんど提出されておらず、本人尋問の実施も限定的であって(一審原告1471名中30名のみ)、そもそも、多くの一審原告らについては、自主賠

償基準による賠償額を超える損害が発生したことを裏付ける個別事情がなんら主張立証されていない（なお、仮に自主賠償基準による賠償額を超える損害が発生したことが個別事情に基づき一応立証された場合であっても、認定額が既払金を超えるか否かは別論である。）。

3. 一審原告らが被った「共通損害」の主張立証もなされていない

(1) 総論

一審原告らに「共通」する損害として、自主賠償基準を超える「一律」の慰謝料が認定されるのであれば、一審原告ら全員について同一の被害が生じているか、又は、被害の程度に若干の差異があったとしても、同一の性質及び程度の肉体的・精神的苦痛が認定される必要がある（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁〔大阪国際空港事件〕）。

すなわち、本件において、一審原告らに共通損害が生じたとして一律の慰謝料を認めるのであれば、① 一審原告ら全員について「同一の被害」が生じているか、生じているとしてその被害の内容は具体的にどのようなものか、又は② 一審原告らに「同一の性質及び程度の肉体的・精神的苦痛」が生じているか、生じているとしていかなる性質・程度の範囲で共通性があるのか等の事実が、まずは証拠に基づき認定され、その上で、「共通」する事実を前提として慰謝料の評価・算定がなされなければならない。

しかし、一審原告らは、具体的にいかなる性質・程度の肉体的・精神的苦痛を被り、かつ、それが具体的にいかなる理由で一審原告ら全員について「共通」するのかについて主張立証できていない。すなわち、下記「(2)」から「(7)」までで述べるとおり、本件においては、精神的損害を基礎づける事情がない、あるいは、精神的損害の程度が著しく小さい（既払額を超えない）一審原告らがいるため、全ての一審原告らに「共通」する損害を被ったと評価するに

足る事実が表れていないのである。

(2) 一審原告らの居住地において、空間放射線量率が健康影響のない値のまま推移していること

福島県いわき市平にある県合同庁舎の空間放射線量率は、2011（平成23）年3月下旬の時点で概ね毎時3.8マイクロシーベルトを下回り、かつ、全体として減少傾向にあり、同月28日以降は毎時1マイクロシーベルトを上回ることは一度もなかった（乙A188）。念のため付言すると、毎時3.8マイクロシーベルトという数値は、避難指示の基準である年間20ミリシーベルトを、1日のうち屋外に8時間、屋内に16時間滞在するという生活パターンを仮定して毎時換算した数値に過ぎず、一時的に毎時3.8マイクロシーベルトを超える被ばくを受けたとしても、累積放射線量が年間20ミリシーベルトに至る程度でなければ、避難指示の基準に該当しない。

そして、避難指示の基準となる年間20ミリシーベルトは、確立した科学的知見に照らし、低線量被ばくによる健康影響のリスクの評価として余裕を持たせた水準である。

すなわち、低線量被ばくWG報告書及び2007年のICRP勧告（乙A40、乙A41）によれば、放射線による発がんリスクの増加は、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。したがって、避難指示の基準である年間20ミリシーベルトの被ばくによる健康影響リスクは、他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準であるところ、当時のいわき市平の空間放射線量率は、当該水準をさらに下回る水準であり、健康影響リスクは極めて低かった。

さらに、いわき市の南部の沿岸部に位置する小名浜地区及び勿来地区における本件事故直後の空間放射線量率は、下表のとおり、さらに低く、2011（平成23）年4月の段階で、既に「計画被ばく状況」における放射線防護体制の基準⁹である年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下にまで、空間放射線量率が低減していた（乙A189、乙A211）。

したがって、一審原告らの居住地であるいわき市の空間放射線量率は、本件事故直後から健康の影響のない数値で推移していたのであり、全ての一審原告らが同様に本件事故による被ばくへの不安に晒されたとは認められない。

単位：マイクログレイ／時間≒マイクロシーベルト／時間

測定日	測定地点	
	小名浜支所 (1回目/2回目)	勿来支所 (1回目/2回目)
平成23年3月20日	0.65/0.65	0.41/0.42
平成23年3月30日	0.36/0.40	0.49/0.53
平成23年4月10日	0.24/0.27	0.25/0.23
平成23年4月20日	0.19/0.17	0.14/0.17
平成23年4月30日	0.16/0.16	0.16/0.15

(3) 本件事故ではなく、地震・津波による被害を受けている

⁹ 前もって放射線防護を計画できる平常時の状況における基準。なお、計画被ばく状況における年間1ミリシーベルトとの基準は、あくまでも、平常時において、公衆の被ばく線量をできる限り低く保つために、極力低い値として設定されたものに過ぎないのであって、年間1ミリシーベルト以上の公衆被ばくが「容認不可」であるわけではなく、ましてや、生命・身体に対する危険が認められるものであることを意味するものではない（東京地判平成25年10月25日Westlaw Japan文献番号2013WLJPCA10258009（第一審）及び東京高判平成26年5月7日Westlaw Japan文献番号2014WLJPCA05076002（控訴審）を参照）。

いわき市では、本件地震によって震度6弱を記録し、死者455名、全壊7917棟、大規模半壊7280棟を含む9万棟を超える建物被害が発生した(乙C48)。これらのうち、特に、沿岸部における津波被害は顕著であり、約2310棟が全壊するなど、合計約8170棟が津波による被害を受けている(乙C49)。

したがって、いわき市の一部地域では本件事故による被害以前に、本件地震や津波によって甚大な被害を受けており、当該地域の居住者である一審原告らの被った肉体的・精神的苦痛の主たる要因は、本件事故ではなく本件地震や津波であると考えられるし、少なくとも一審原告らの中には本件地震により少なからぬ生活上の影響を受けた者があるはずであって、全ての一審原告らが本件事故によって等しく肉体的・精神的苦痛を被ったとは認められない。

(4) 一審原告らの被ばくに対する不安は、解消・緩和されていた

別紙②-2及び別紙②-3のとおり、本件事故の発生後、放射線の影響等による知見が様々な媒体を通していわき市民に適時に提供されており、いわき市においては、健康被害の懸念が生じるような空間放射線量率ではないことなどの情報が十分に周知されていた。これらの報道や専門家等から情報を得ることにより、以下に挙げる例のとおり、本件事故直後の段階において、既に被ばく不安が解消あるいは相当程度緩和されていた一審原告らが一定数存在している。

本件訴訟の一審原告らについても、上記「第2の4(2)ア(オ)」のとおり、一部の一審原告らは本件事故から1か月程度の期間に被ばくへの不安が解消あるいは相当程度緩和されたことを認めているのであり、全ての一審原告らが本件事故後長期間にわたってこうした被ばくへの不安を抱いていた事実は

ない。

(5) 多数の一審原告らは本件事故後も他所に移転していない

一審原告らの中には、いわき市から別の地域に移転した者と、移転せずにいわき市に留まった者（滞在者）が混在している。原審にて陳述書を提出し、又は本人尋問を実施した一審原告らについても、39名中14名が本件事故後もいわき市から移転をせずに同市での生活を継続していた¹⁰。

そして、本件事故後にいわき市での滞在を選択した者の中には、以下のとおり、いわき市において被ばくによる健康リスクが小さいことを認識した上で、自らの判断によりいわき市での生活を継続した者がいる。

例えば、原告番号1117¹¹及び同1206¹²はいわき市において被ばくによる健康影響リスクが小さいことを認識した上で、自らの判断によりいわき市での生活を継続したのであり、全ての一審原告らが本件事故後に被ばくへの不安感による移転を実施したものではない。

(6) 一審原告らの中には、本件事故以外の理由により移転した者が含まれる

上記「(3)」のとおり、いわき市の一部地域では、本件地震や津波による被害が深刻であったため、当該地域に居住していたいわき市民は本件事故がなくても自宅を離れて他所に移転せざるを得ない状況に置かれていた。また、本件事故が発生した時期は年度末であったため、本件事故の有無にかかわら

¹⁰ なお、原告番号1579は、本人尋問が実施されておらず、かつ、陳述書（甲D22）上、移転したという記載がないことから、実際に移転を行ったのか否かが不明である（原審の被告東京電力準備書面（31）19頁）。

¹¹ 上記「第2の4(2)ア(オ)」参照。

¹² 上記「第2の4(2)ア(オ)」参照。

ず、進学等によりいわき市を離れる予定であった者もいた。

一審原告らの陳述等によると、以下のとおり、一審原告らの居住地等は本件地震や津波による被害を受けており（下記「ア」、「イ」及び「ウ」）、本件事故当時に当該居住地等周辺に居住していた一審原告らの中には、本件事故による被ばく不安以外の理由により移転した者も一定数いたと考えられる。また、実際に、インフラの障害が解消されたことをきっかけに他所での生活を終了したと供述する一審原告ら（下記「ウ」、「エ」及び「オ」）については、本件事故による被ばく不安以外の理由により移転をしたといえる。さらに、本件事故の有無にかかわらず、進学をきっかけにいわき市から移動する予定であったと推察される一審原告（下記「カ」）も存在する。

上記「2」のとおり、一審原告1471名のうち、陳述書を提出したのは39名のみであり、また、本人尋問が実施されたのは30名のみ（いずれも陳述書を提出した一審原告である。）であるところ、このようなごく一部の一審原告の中にも、本件事故以外の理由で移転した者が複数存在することに照らせば、原審にて陳述書を提出していない、又は本人尋問を実施していない一審原告らの中には、本件事故以外の理由により移転した者は多数存在することが推認される。

ア 原告番号1326

小名浜地区にあった原告番号1326の自宅は、本件地震によって半壊している（原告番号1326本人調書16頁）。

イ 原告番号1130

原告番号1130は、本件事故当時、いわき総合高校（内郷地区に所在）に勤務していたところ、「いわき総合は一つの校舎が地震で使えなくな」り、当該校舎は倒壊の危険があったため、「人が入れない状態でした」と述べて

いる（原告番号1130本人調書8、28頁）。

ウ 原告番号2005

原告番号2005は、自身の居住地である久之浜・大久地区の被害について、「常磐線よりも海側は、7メートルの津波により、久之浜の中心街は壊滅的な被害を受けていました。……また、694戸が浸水の被害に遭いました」と述べている（甲D61の1・3頁）。

また、同一審原告は、転居先である埼玉から自宅に戻った経緯について、「私も帰ってこられないかなと思ったんですけども、近くの人が田植えとかする時期だったのですね。水も出るようになったから、帰ってきたらって電話をくださったのが、一番大きなきっかけだと思います」と述べている（原告番号2005本人調書14～15頁）。

エ 原告番号1071

原告番号1071（妻）は、2011（平成23）年3月14日に福島県猪苗代町に移転したものの（甲D10・9頁）、同月下旬頃、自宅の断水が解消し、いわき市に滞在していた原告番号1070（夫）から「風呂も入れるから戻ってこい」との呼びかけに応じて自宅に帰還したと述べている（原告番号1070本人調書34頁）。

オ 原告番号2272

原告番号2272は、2011（平成23）年3月28日にいわき市に帰還しているところ、その理由として、「いわき市にいる友達と連絡がつかまして、水が出たよという話がまずありました。あと、とにかく今ボランティアで、そっちこっち炊き出しをやっていて人手が足りないから戻っておいでよという話」があったことを述べている（原告番号2272本人調書6～7頁）。そして、同一審原告は、いわき市に帰還するにあたって、い

わき市内の自己の居住地の放射線量を確認せずに帰還した（同本人調書21頁）。

カ 原告番号1333

原告番号1333は、本件事故後北海道に移動したところ、2011（平成23）年4月に北海道石狩市の学校に入学した（甲D15・4～5頁）。したがって、同一審原告は進学をきっかけとして北海道へ移動したものであり、本件事故を理由として北海道に転居したものではないと考えられる。

(7) 移転直後に帰還した一審原告らもいる

いわき市から移転をした一審原告らであっても、元の居住地を離れて他所に移転していた期間が著しく短期間であった者がいる。例えば、原告番号2528は1日、原告番号1081は6日間、原告番号1195及び3133は7日間、原告番号1624は8日間という極めて短い期間で元の居住地に戻った。また、元の居住地を離れた期間が10日間であった原告番号1021は、2011（平成23）年3月25日に「いわき市に戻ったところ、周辺の家は、大体帰還していました」（甲D27・5頁）と述べている。

さらに、原告番号2245は、2011（平成23）年4月12日に自宅に戻った時、近所の住民はもう戻ってきて自宅に住んでいたと述べるほか（原告番号2245本人調書21頁）、原告番号1332は、2011（平成23）年5月9日にいわき市の自宅に一時的に戻った際、自宅近辺の住民はほぼ帰宅していて平静に戻っていたこと等から移転先に戻る気持ちがなくなると述べるなど（甲D15・4～5頁）、少なくとも本件事故の1～2か月後には地域住民のうち大半が平穏な生活を送っていたことが確認されている。

上記のような他所での生活期間が短かった一審原告は、突発的に移転を行ったものの、その後いわき市において放射線による健康被害の懸念がない

ことを認識し、いわき市での生活を再開している。それゆえ、全ての一審原告らが本件事故後の移転によって平穏な生活を害されたとまでは認められず、少なくとも本件事故後短期間で帰還した一審原告らについては、本件事故後早期に平穏な生活を回復したと評価し得る。

第4 小括

- 1 以上のとおり、一審原告らは「侵害」を基礎付ける事実について、具体的な主張立証をしていない。他方、いわき市の本件事故後の客観的な状況を踏まえ、以上の各考慮要素を総合的に勘案すれば、自主的避難等対象区域の一審原告らについては、生活の平穏は保たれており、客観的な状況のもとにおいて、平均的・一般的な人を基準として、「一般社会生活上受忍すべき限度」（あるいは、これとは別の一定の基準（脚注3参照））を超えた利益侵害（法益侵害）があったとは評価できない。

また、旧屋内退避区域の一審原告らについては、遅くとも2011（平成23）年4月22日の時点では、「不安」による身体的被害に至らない生活妨害は解消されていた。したがって、遅くとも同月23日以降、客観的な状況のもとにおいて、平均的・一般的な人を基準として、「一般社会生活上受忍すべき限度」（あるいは、これとは別の一定の基準（脚注3参照））を超えた法益侵害があったとは評価できない¹³。

- 2 また、このように、そもそも法益侵害の事実が認められないことに加え、本

¹³ 本文記載のとおり、旧屋内退避区域の一審原告らについては、遅くとも2011（平成23）年4月22日の時点では、「不安」による身体的被害に至らない生活妨害は解消されていた。したがって、仮に受忍限度論に代わる他の基準（脚注3参照）を用いるとしても、遅くとも同月23日以降においては、一審原告らの主張する被害は社会的相当性を超えておらず、恐怖や不安に客観的根拠が存在することもなく、また、「通常甘受すべき」被害を超える侵害もない以上、法律上保護される利益の侵害は生じていない。

件においては、各一審原告らに「損害」が発生したこと、また、全ての一審原告らに共通に認められる精神的苦痛の発生原因となる事実について、具体的に主張立証がなされていない。さらに言えば、本件事故による肉体的・精神的苦痛が生じていない、又は、その苦痛の程度が著しく小さい(既払額を超えない)一審原告らが存在することを裏付ける個別事情が存在している。これらの事情があるにもかかわらず、全ての一審原告らについて、「事実上避難を強いられる状況にあったことは疑いようがない」と認定し、一審原告らの共通損害を認めることはできない。

第3章 一審原告らの生活の平穩の回復（并済の抗弁を含む）

第1 裁判外での賠償による生活の平穩の回復

1. 包括慰謝料及び追加的費用の支払による生活の平穩の回復

一審被告東電は、一審原告らの平穩な生活の回復に資する支払として、自主賠償基準に基づく包括慰謝料及び追加的費用の支払を実施している。

(1) 既払額とその十分性

上記「第2章」において述べたように、自主的避難等対象区域においてはそもそも法律上保護される利益に対する侵害が生じていたとは認められないほか、同区域及び本件旧屋内退避区域のいずれについても遅くとも2011（平成23）年4月22日の時点では生活の平穩は回復されていたものの、一審被告東電は、個別事情によっては法益侵害が認められる可能性があり得ることを踏まえ、極めて多数にわたる被害者の極めて多種多様な被害を迅速に救済するという観点から、以下で述べるように、同日以降の時期をも対象とする内容の賠償を実施している。そのような賠償金の支払により、遅くとも同日までは法益侵害が生じていたと評価される個別事情が存在する場合であっても、当該法益侵害に係る損害は十分に回復されていたといえる。

ア 自主的避難等対象区域

(7) 自主的避難等対象区域に居住する妊婦・子供以外の者に対しては、包括慰謝料8万円に加え、4万円の追加的費用の賠償がなされている。また、妊婦・子供については、放射線に対する感受性が比較的高い可能性が一般に認識されており、自主的避難等対象区域に居住する妊婦・子供

本人やその家族（世帯構成員）が被ばくへの不安を感じた場合にその不安を払拭するために必要な金額が妊婦・子供以外の者よりも典型的に高額になり得ることを考慮し、(i) 本件事故から2011（平成23）年12月末までの間については40万円、2012（平成24）年1月から8月までの間については8万円（計48万円）が支払われるとともに、(ii) 追加的費用として自主的避難をしたか否かを問わず4万円を支払い、実際に自主的避難を行った場合には、さらに追加的費用として20万円（計24万円）が支払われている。

(イ) こうした自主賠償基準に基づく支払は、自主的避難等対象区域に居住していた大多数の者との関係においてはそもそも法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じていると認められない中での支払である。また、仮に法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じたと評価し得る個別の事情を有していた者がいたとしても、生命・身体や財産への侵害を伴わない「不安」が生じたにとどまること、そのような「不安」についても平均的・一般的な人を基準とすると2011（平成23）年4月22日頃までには解消されていたこと等に鑑みると、一審被告東電による自主賠償基準に基づく支払額は、妊婦・子供やそれ以外の者という属性に応じた十分な金額水準にあるといえる（なお、法益侵害の有無及び期間については上記「**第2章 第2**」に記載したとおりである。）。

(ウ) 一審被告東電控訴理由書49～51頁で述べたとおり、過去の生活妨害に関する裁判例では、約6年間にわたり工場の廃棄物等による強烈な腐敗臭が発生したことにより、食欲喪失、吐き気、嘔吐といった現実の被害を生じた事案であっても、その慰謝料額は月額1万円弱程度である

14。また、和解条項に違反して連日廃棄物を野焼きにしたことによって「煤煙と刺激臭のあるガスを発生させたこと、被告らが連日ダンプカー等で廃棄物を運搬したことにより騒音及び振動が発生し、狭い道路に交通の危険が発生し、フェリー内、豊島家浦港及び同港と本件廃棄地を結ぶ道路に悪臭が漂ったこと、本件廃棄地に多種多様な有害物質を含む大量の産業廃棄物が堆積されており、右廃棄物に含まれる有毒物質が周辺海域に漏出」し、原告住民らに「悪臭、騒音、振動、煙害、交通の危険、健康不安、名誉感情の毀損等による種々の精神的損害が発生」した事案においてすら、その慰謝料は各自5万円と認定されている¹⁵。さらに、約4か月間にわたり、産廃処理場火災による煙、異臭によって喉の痛み、息苦しさ、めまい、吐き気、嘔吐、呼吸困難等の身体的不調を招来し、かつ、自治体から避難勧告がなされ、実際に避難を余儀なくされたケースであっても、30万円程度の慰謝料額にとどまる¹⁶。

本件の場合、これまで述べてきたとおり、自主的避難等対象区域に居住していた大多数の者との関係においては、そもそも法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じていると認められない。そして、仮に法益侵害が生じたと評価し得る個別事情を有する者がいたとしても、その侵害の内容は生命・身体や財産への直接の侵害を伴わない「不安感」とどまっており、これを法益侵害であると評価し得る期間は最長でも2011（平成23）年4月22日頃までの短期間に限られる。このような事情を踏まえると、自主的避難等対象区域に居住していた大多数の者

¹⁴ 名古屋地判昭和54年9月5日判タ399号83頁。

¹⁵ 高松地判平成8年12月26日判時1593号34頁。

¹⁶ 那覇地判平成19年3月14日自保ジャーナル1838号161頁。

に生じたと考え得る不安感等を慰謝するに足りる金額水準は、上記の過去の生活妨害に関する裁判例の事案における認定額を大きく下回るはずである。

イ 本件旧屋内退避区域

(7) 本件旧屋内退避区域の居住者に対する精神的損害の賠償としては、本件事故から2011（平成23）年9月末までの7か月分について、月額10万円、計70万円の包括慰謝料が支払われている（4人家族であれば世帯合計280万円の慰謝料額となる。）。

さらに、妊婦・子供以外の者に対しては、上記の包括慰謝料に加え、4万円の追加的費用の賠償が行われ、また、妊婦・子供については、本件事故から2011（平成23）年12月末までの間については40万円、2012（平成24）年1月から8月までの間については8万円の計48万円が精神的損害に対する賠償金として支払われている。

(4) こうした自主賠償基準に基づく支払は、本件旧屋内退避区域に居住していた大多数の者との関係においてはそもそも法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じていると認められない中での支払である。また、仮に放射線に対して過敏な身体的性質を有するなど法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じたと評価し得る個別の事情を有していた者がいたとしても、生命・身体や財産への侵害を伴わない「不安」によって身体的被害に至らない生活妨害が生じたにとどまること、そのような「不安」についても平均的・一般的な人を基準とすると2011（平成23）年4月22日頃までには解消されていたこと等に鑑みると、一審被告東電による支払額は十分な金額水準にあるといえる。

(ウ) また、上記「ア(ウ)」のとおり、過去の生活妨害に関する裁判例では、
(i) 約6年間にわたり工場の廃棄物等による強烈な腐敗臭が発生したことにより、食欲喪失、吐き気、嘔吐といった現実の被害を生じた事案において月額1万円弱程度、(ii) 約4か月間にわたり、産廃処理場火災による煙、異臭によって喉の痛み、息苦しさ、めまい等の身体的不調を招来し、自治体からも避難勧告がなされた事案においても30万円程度の慰謝料額にとどまる。

本件の場合、本件事故によって本件旧屋内退避区域の住民に生じ得た不安感等が、遅くとも2011（平成23）年4月23日以降は、過去の生活妨害に関する裁判例における原告の不安感と同様に、慰謝料請求の基礎になる「損害」とはいえないにもかかわらず、一審被告東電は自主賠償基準に基づき2011（平成23）年9月30日までを対象期間として70万円もの慰謝料を支払い、さらにはこれに加えて、旧屋内退避区域から自主的避難等対象区域に避難をし、又は旧屋内退避区域での滞在を継続した被害者に対しては、その期間に応じ、追加的費用として4万円（妊婦・子供については精神的損害に対する賠償金48万円、追加的費用4万円の合計52万円）を支払っていたことも踏まえると、本件旧屋内退避区域の一審原告らについて、一審被告東電が自主賠償基準に従って支払った既払金を超える損害は生じていない。

2. 財産的損害等の賠償による生活の平穩の回復

上記「第2章 第2」のとおり、一審原告らの居住地においては本件事故後も平穩な生活が保たれている状況にあった。また、仮に平穩な生活が脅かされたと評価し得る場面があったとしても、一審被告東電は、一審原告らを含む被害者に対し、直接賠償手続において、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づ

いて各種の賠償を実施しており、これにより被害者の生活の平穩は回復されていると評価できる。

さらに、一審被告東電は、一律の基準に従った直接賠償手続では対応できない個別事情を有する一審原告らに対しては、和解仲介手続（ADR）を通じて、個別事情を踏まえた個別的な賠償も実施している。一審原告らに関しても、本件旧屋内退避区域に居住していた全15世帯のうち3世帯、自主的避難等対象区域に居住していた全638世帯のうち29世帯が和解仲介手続の申立を行っており、これら世帯に対しては自主賠償基準に基づく支払額に加えて避難費用等の賠償金を支払っている。

一審原告らに対して支払った包括慰謝料及び追加的費用以外の賠償金は、以下のとおりである。

	項目	支払金額(総額)	人数(合計)
①	追加的費用（個別的支払のみ）	9,972,228円	33名
②	生命・身体的損害に対する賠償 (入通院慰謝料を除く)	1,136,572円	12名
③	入通院慰謝料	3,652,500円	6名
④	就労不能損害に対する賠償	62,955,682円	29名
⑤	避難謝礼 ¹⁷	1,732,600円	15名
⑥	移動費用	5,835,683円	39名
⑦	物品購入費用	3,385,619円	14名
⑧	住宅等の補修・清掃費用	2,700,000円	9名
⑨	動産に対する賠償	5,145,630円	3名

¹⁷ 親戚・知人宅等に滞在をした一審原告らが当該滞在先に宿泊費等として支払った謝礼金を指す。

⑩	避難指示区域内に所在する不動産に対する賠償	25,907,063円	36名
⑪	事業（個別請求）に対する賠償	411,861,007円	49名
⑫	事業（団体請求）に対する賠償	31,688,442円	44名
⑬	弁護士費用	447,493円	1名

以上のとおり、一審被告東電は、一審原告らの生活の平穩を回復するために、訴訟外で様々な費目についての賠償を実施している。

このうち、④就労不能損害に対する賠償及び⑪・⑫事業に対する賠償は、本件事故により失業や営業休止を余儀なくされたことによる財産上の損害に対する賠償であり、一審原告らの収入等を填補することによって、一審原告らが本件事故前と同等の経済水準の生活を送ることができるようにするために支払われた賠償金である。なお、当該賠償額が本件事故前後の収入の差額を超過するものであったことは、一審被告東電控訴審準備書面（2）14～15頁で述べたとおりであり、一審被告東電の裁判外での賠償は訴訟手続を経た場合の損害賠償よりも一審原告らの平穩の生活の回復に資するものであった。また、⑧住宅等の補修・清掃費用や⑩避難指示区域内に所在する不動産を所有する場合における当該不動産に対する賠償についても、一審原告らの住宅等その生活を営むための建物や土地に生じた損害に対する賠償であり、一審原告らが本件事故前と同等の居住環境で生活を送ることを可能とするために支払われた賠償金である。

以上のとおり、一審被告東電は、一審原告らの経済状況や居住環境が本件事故前と同等の水準に回復するよう財産的損害等に対する賠償を実施しており、当該賠償により一審原告らの生活の平穩は回復されていると評価することができる。

第2 弁済の抗弁とその主張の主旨

1. 弁済の抗弁

- (1) 同一の加害行為による財産的損害と精神的損害は、原因事実と被侵害利益とを共通にするものである場合には、その賠償の請求権としては1個であるという判例（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁、同判決に関する最高裁判所判例解説（最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）454頁））からも明らかなように、その細目ごとにそれぞれ独立の損害として損害賠償請求権が成立するわけではない。そうすると、本件事故による損害は、本件事故を原因事実とし、平穏な生活が阻害されたことを法益侵害と捉えるものであるため、精神的損害のみについて賠償を求める一審原告らの請求は、本件事故による損害の一部請求である。

そして、一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合の判断方法としては、判例上、まずは各一審原告が被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するといういわゆる「外側説」がとられており（前掲・最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁等。なお、同判決以前においても、既に外側説が実務の大勢を占めていた（同判決に関する最高裁判所判例解説民事篇昭和48年度454頁の脚注14）。）、これが裁判実務において確立した考え方となっている。

したがって、本件における一審原告らの請求の判断に当たっては、まずは損害の全額を確定し、その損害の全額から弁済額の全額を控除した残存額を算定した上、一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度で認容し、残存額がなければ請求を

棄却することになる。

- (2) 上記「第1」のとおり、一審被告東電は一審原告らに対し、訴訟外において、本件事故による損害について賠償金を既に支払っている。なお、その金額は一審被告東電控訴審準備書面(2)及び一審被告東電控訴審準備書面(6)添付の別紙のとおりである。

また、一審原告らについては、法的に「損害」と認められる範囲を超える金額の賠償金、例えば、①診断書等において、本件事故による避難生活と傷病の因果関係が不明又は不存在と記載されている場合の生命・身体的損害に対する賠償金、②就労不能損害及び営業損害に対する賠償のうち現に生じた収入減少額を超えて支払っている部分(本件事故後の収入のうち損害額算定において控除の対象とされなかった部分)、③住宅等の補修・清掃費用の定額賠償のうち実費超過分、④実際に生じた支出額を超える交通費(避難・帰宅、一時立入等)及び家財道具移動費用など、実損害を超える賠償がなされており、未払の損害の有無を検討するにあたってはそのような賠償金支払の実態が十分に勘案される必要がある(実損害を超える賠償がなされていること、未精算の仮払補償金があること、原判決には既払金の額等に関する誤りがあること等については、一審被告東電控訴理由書、一審被告東電控訴審準備書面(2)及び(6)で主張をしたとおりである。)

- (3) なお、自主的避難等対象区域の居住者に対しては、妊婦・子供か否か及び自主的避難を行ったか否かに応じて自主賠償額が異なるものの、包括慰謝料及び追加的費用のいずれについてもその賠償額は一律に設定されており¹⁸、

¹⁸ 妊婦・子供以外の者に対しては、包括慰謝料8万円に加え、4万円の追加的費用の賠償を行っている。妊婦・子供については、本件事故から平成23年12月末までの間については40万円、平成24年1月から8月までの間については8万円の計48万円を支払うとともに、追

現実の費用支出の有無や、(避難者と滞在者とでは本来異なるはずの)肉体的・精神的苦痛の有無・内容を問わない内容となっている。そうである以上、包括慰謝料としての賠償金（妊婦・子供以外について8万円、妊婦・子供について48万円）であれ、追加的費用名目での賠償金（妊婦・子供以外について4万円、妊婦・子供については避難の有無により4万円又は24万円）であれ、これらの賠償金は、その性質上、本件事故から何らかの精神的損害が生じたとすればその損害を慰謝するための賠償金である。したがって、包括慰謝料名目での賠償金であると追加的費用名目での賠償金であるとを問わず、既払金の全額について弁済の抗弁が成り立つことは、原則として具体的な損害の発生を前提とする財産的損害に対する賠償と比較して一層明白である。

- (4) また、自主的避難等対象区域や旧屋内退避区域の居住者に対する賠償については、妊婦・子供についてそれ以外の者よりも賠償額が高く設定されているが、これは妊婦・子供自身が大きな被害を受けることによるものというよりも、放射線への感受性が高い可能性が認識されている妊婦・子供が世帯内にいることによって家庭としての共同体（世帯）が全体として被害を受け、そのような被害が世帯全体に対する賠償によって回復されるという実質を有するものといえるから、世帯内部における構成員間の弁済の充当を認め、世帯の1人に支払われた額が同人について認定された損害額を上回る場合には、その超過額について他の構成員の損害に対する弁済に充当されなければならないのは当然である。

2. 一審被告東電による自主賠償に係る主張の主旨

上記「第1」及び「第2の1」のとおり、一審被告東電は、一審原告ら各自

追加的費用として、自主的に他所へ移転をしたか否かを問わず4万円を支払い、実際に自主的な移転を行った場合はさらに追加的費用として20万円（計24万円）を支払っている。

に対し、裁判外において、本件事故による損害の賠償を既に実施している。

このような賠償実施の事実を一審被告が主張している主旨は、各自が平穏な生活を回復するために賠償金が既に支払われており、現に平穏な生活を回復するための一助となったことを明らかにするという点にある。

損害賠償の目的が被害者の権利・利益の回復・救済にある以上、裁判外での賠償によって一審原告らの平穏な生活が回復されている点は、一審原告らが被った損害を金銭評価するにあたり十分に斟酌される必要がある。

第3 小括

以上で述べたとおり、一審被告東電は、裁判外において、多種多様な賠償項目のもと、被害者の損害が十分に填補される水準において賠償を実施してきた。このような賠償金の支払は、被害者が本件事故前と同等の生活を回復するために生じた支出や、得べかりし利益を填補し、各自が本件事故前と同等の平穏な生活を回復することにつながっている。

これらの事情を踏まえれば、精神的損害のみに着目して未払の損害があるか否かを判断することは誤りであり、財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況及び当該賠償によって生活の平穏が回復した事実を踏まえた上で、さらにそれを上回る精神的損害が発生しているのか否かが判断されなければならない。

第4章 慰謝料の増額を基礎付ける事実はないこと

既に詳述したとおり、自主的避難等対象区域及び本件旧屋内退避区域に居住していた一審原告らには未払の慰謝料は認められない。もっとも、一審原告らは、本件訴訟において、本件事故による損害の発生について一審被告東電に故意又は重過失があり、これが慰謝料増額事由に当たるなどと主張するため、念のため一審被告東電に慰謝料増額を基礎付けるような重過失すら存在しないことについて、最高裁令和4年6月17日付け判決（以下「**本件最高裁判決**」という。）を基礎に簡潔に述べることにする。

第1 最高裁令和4年6月17日判決について

2022（令和4）年6月17日、最高裁判所は、仙台高判令和2年9月30日、東京高判令和3年1月21日、東京高判令和3年2月19日、高松高判令和3年9月29日について、国の国家賠償法1条1項に基づく損害賠償義務を否定する判決（本件最高裁判決）を言い渡した。最高裁判所の判決内容は以下のとおりである。

- ① 本件事故以前の原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の侵入を防止することを基本とするものであった。
- ② したがって、経済産業大臣が、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」と題する文書（以下「**本件長期評価**」という。）を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けていた場合

には、本件長期評価に基づいて想定される最大の津波が本件原発に到来しても主要建屋の敷地（以下「**本件敷地**」という。）への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。

- ③ 東京電力は、原子力安全・保安院の指示を受けて、本件長期評価に基づいて本件原発に到来する可能性のある津波を評価すること等を関連会社に委託し、2008（平成20）年4月頃、その結果の報告を受けた。その内容は、本件長期評価に基づいて福島県沖から房総沖の日本海溝寄りの領域に明治三陸地震の断層モデルを設定した上で、津波評価部会が2002（平成14）年2月に作成した「原子力発電所の津波評価技術」と題する報告書（以下「**平成14年津波評価技術**」という。）が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施して津波の試算を行ったところ、本件敷地の海に面した東側及び南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波は、本件敷地の南東側前面において、最大で海拔15.707mの高さになるが、本件敷地の東側前面では本件敷地の高さ（海拔10m）を超えず、主要建屋付近の浸水深は、4号機の原子炉建屋付近で約2.6m、4号機のタービン建屋付近で約2.0mとなるなどというものであった（以下「**本件試算**」という。）。
- ④ 本件試算は、安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものとして、合理性を有する試算であったといえる。
- ⑤ そうすると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、本件試算により試算された津波（以下「**本件試算津波**」という。）と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤

等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。

- ⑥ 他方、本件事故以前において、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が有力であったことはうかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はうかがわれない。したがって、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったということとはできない。
- ⑦ ところが、本件長期評価が今後発生する可能性があるとした地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後であったのに対し、本件地震の規模は、津波マグニチュード9.1であり、本件地震は、本件長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであった。また、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深は、約2.6m又はそれ以下とされたのに対し、本件地震に伴う津波（以下「**本件津波**」という。）による主要建屋付近の浸水深は、最大で約5.5mに及んでいる。そして、本件試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において本件敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては本件敷地の高さを超えることはなく、本件試算津波と同じ規模の津波が本件原発に到来しても、本件敷地の東側から海水が本件敷地に侵入することは想定されていなかったが、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が本

件敷地に侵入している。

- ⑧ これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に侵入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。
- ⑨ 以上によれば、仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に侵入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に侵入し、非常用ディーゼル発電機及びこれにより発電した電力を他の設備に供給するための電気設備（以下「本件非常用電源設備」という。）が浸水によりその機能を失うなどして本件原発の1号機から4号機までの各原子炉に係る原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。
- ⑩ そうすると、本件の事実関係の下においては、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできない。

第2 本件最高裁判決の評価

本件最高裁判決は、「仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐため

の適切な措置を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の状態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。」と判示している（同判決理由4（4））。

本件最高裁判決は、一審被告国を直接の名宛人とするものではあるが、上記にて引用する判示部分のとおり、一審被告国による規制を受ける立場にあった一審被告東電の対応によっても本件事故又はそれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないと明確に判断している。すなわち、同判決の上記引用部分は、仮に一審被告国が規制権限を行使したとしても、一審被告東電が本件事故を回避することができなかった、言い換えれば、一審被告東電において本件事故の結果回避可能性がなかったことを明らかにしている。それゆえ、一審被告東電に本件事故の発生に対する重過失があったとは評価し得ない。

したがって、本件においても、「被告東京電力が仮に長期評価の見解に基づく対応を実施していたとしても、本件事故又はそれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできない」との法的評価がそのまま妥当することから、一審被告東電に故意に匹敵する重過失が存在した旨を主張して慰謝料の増額を求める一審原告らの主張はその前提を欠いている。

第5章 結語

1 上記「**第1章 第2**」のとおり、原判決は、自主的避難等対象区域に居住していた一審原告ら及び本件旧屋内退避区域に居住していた一審原告らのいずれについても、「事実上避難を強いられる状況にあった」として（原判決507頁）、一律に、一審被告東電の自主賠償基準を超える額の慰謝料を認定している。

しかし、そもそも、本件事故当時のいわき市の客観的状況や、一審原告らの本人尋問及び陳述書によって認められる各事実に照らせば、一審原告らに対する「一般社会生活上受忍すべき限度」を超えた利益の侵害は認められず、本件旧屋内退避区域の一審原告らについても、遅くとも2011（平成23）年4月22日の時点では、「一般社会生活上受忍すべき限度」を超えた利益侵害（法益侵害）があったとは評価できない。したがって、原判決は、このようないわき市の状況を見無視し、具体的な事実関係に基づくことなく、「事実上避難を強いられる状況にあった」として法益侵害を認めている点で、不当である（上記「**第2章 第2**」）。

2 上記「1」のとおり、そもそも法益侵害の事実が認められないことに加え、一審原告らは、その被った肉体的・精神的苦痛といった「損害」の発生を具体的に主張立証していない。裁判所に裁量が認められるのは、あくまで、「損害」の発生が認められることを前提とした、当該「損害」の金銭評価についてのものである。ところが、本件においては、(i) 各一審原告ら個々人が被った具体的な「損害」が現れていないばかりか、(ii) 「共通」損害を問題とするとしても、一審原告らの中には、精神的損害を基礎づける事情が認められない又は精神的損害の程度が著しく小さい（既払額を超えない）者が存在するため、一審原告らが「共通」する損害を被ったと評価するに足りる事実すら現れていない。それにもかかわらず、一審原告らが「共通」する損害を被ったとして、一審原

告らの慰謝料を一律認定している点においても、原判決は不当である（上記「**第2章 第3**」）。

3 さらに言えば、仮に一審原告らの平穏な生活が脅かされ、一審原告らが何らかの「共通」する「損害」を被ったと評価し得たとしても、損害賠償の目的は、被害者の権利・利益の回復・救済にある。この点、一審被告東電による裁判外の賠償は、被害者が本件事故前と同等の生活を回復するために生じた支出や得べかりし利益を補完する機能を果たしている。そのため、一審原告らの「損害」の金銭評価に当たっては、一審被告東電によるこのような裁判外における各種賠償の事実が十分に斟酌されなければならない。このような事実に鑑みれば、一審原告らにおいて自主賠償基準を上回る精神的損害が発生しているのか否かの判断にあたっては、財産的損害を含めた全損害に対する賠償状況及び当該賠償によって生活の平穏が回復した事実を正当に評価する必要がある。しかしながら、原判決は、単に「時機に後れて提出された防御方法」として弁済の抗弁を却下し、上記のような一審被告東電による裁判外の賠償が果たした機能を無視しており、不当である（上記「**第3章**」）。

4 なお、仮に一審原告らの精神的損害を認定するとしても、その金銭評価に当たっては、一審被告国の結果回避可能性を否定した本件最高裁判決が一審被告東電による結果回避可能性がなかったことを明らかにしたように、本件事故に関し一審被告東電に故意又は重過失があるとしてそれが慰謝料増額事由となるという一審原告らの主張にも理由がない（上記「**第4章**」）。

5 以上のとおり、原判決の認定が不当であることから取り消されるべきであり、一審原告らの請求は全て棄却されなければならない。

以 上

別紙①

(いわき市の自主的避難等対象区域の被害状況等)

	被害状況等
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 本件地震により、断水、停電、ガスの供給停止等のインフラへの被害が生じたが、電力については本件地震後1週間以内に本件津波による流出箇所を除き復旧し、水道については平成23年3月13日に再開し、同年4月21日には津波などの被災地域を除き、ほぼ全域で復旧した。ガスについても平成23年4月15日までに概ね復旧した。(原判決262、264、280頁)。 いわき市の休日夜間急病診療所は、平成23年3月13日に診察を再開し、翌14日には、市総合磐城共立病院において外来診療の通常診療等が概ね再開された(原判決264、266頁)。 郵便業務は、平成23年3月25日頃から再開した(原判決277頁)。 大部分の小売店は、平成23年3月28日頃から営業を再開した(原判決278頁)。 ごみ収集は、平成23年4月4日に全面再開した(原判決278頁)。
水道水	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月23日に、乳児に対する基準値を上回る放射性ヨウ素が検出されたことから、乳児に対し、ペットボトル水の配布を開始した。もっとも、平成23年3月26日以降は、乳児に対しても問題がない数値に回復した(原判決273、276、282頁)。
学校・幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月28日にいわき市内の保育園の38の公立保育所のうち18保育所が業務を再開した(原判決278頁)。 平成23年4月6日に小中学校の入学式・始業式が行われ、同月7日に市立幼稚園の入園式が行われた(原判決279頁)。
空間放射線量率	<ul style="list-style-type: none"> 県いわき合同庁舎駐車場において測定された空間放射線量率は、平成23年3月15日午前4時に毎時23.72マイクロシーベルトまで上昇したものの、同日午前8時には毎時2.77マイクロシーベルトまで低下し、さらに同日午後には毎時1マイクロシーベルト台に低下した上、これ以降同月20日まで毎時2.77マイクロシーベルトを超えることはなかった(原判決266、269頁)。 いわき市南部の沿岸部に位置する小名浜地区及び勿来地区において測定された空間放射線量率は、県いわき合同庁舎駐車場における測定結果よりもさらに低いものであり、平成23年4月の段階で、既に年間1ミリシーベルト(毎時0.23マイクロシーベルト)以下にまで低減していた(乙A189、乙A211)。
避難の状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月15日時点で、いわき市は、他の地域から、1万5692人もの避難者を受け入れている(乙C23・5頁)。 いわき市からの避難者の半数は平成23年3月に、約75%は同年4月に避難先から帰還している(甲A145)。

※ 一審被告東電控訴理由書別紙からの変更点はハイライト(別紙②-1、②-2、②-3及び③も同じ)。

以上

別紙②-1 (本件事故の推移に関する情報)

日付	報道内容等
H23. 3. 18	本件原発に関し、(i) 1から3号機について海水の注入を継続しており、3及び4号機の使用済み核燃料プールについても水は残っており、放射性物質が飛散する状況はかろうじて回避されていること、(ii) 運転中に緊急停止した1から3号機については、引き続き消火ポンプを使って海水を取り込み冷却しており、燃料棒が損傷した可能性はあるものの、圧力容器内に水は入っており、現在以上に過酷な事態には進展していない模様であること等(乙A107・12枚目。日経新聞)。
H23. 3. 20	本件原発に関し、(i) 同月19日に外部から送電線を引き込み、2号機への接続を完了したこと、及び、当該送電線は2号機から1号機につながっており、電力供給が同月20日にも始まる予定であること、(ii) 枝野幸男官房長官(当時)が「3号機は注水により、一定の安定した状態にあるのではないかとコメントし、危機脱却に向けた動きがようやく見え始めたこと等(乙A109・9枚目。福島民報1面)。
H23. 3. 22	「5、6号機も電源復旧」との見出しで、原子炉のデータに変化はなく、枝野幸男官房長官(当時)が記者会見で「原子炉、放射能で問題のある状況は認められない」とコメント(乙A109・13枚目。福島民報)。
H23. 3. 23	本件原発の電源復旧作業について、全6基について電源の接続が完了し、外部電源を全6基に供給できる状況が整ったこと(乙A107・17枚目。日経新聞)。
H23. 3. 24	本件原発の状況に関し、(i) 1から6号機全てについて送電ケーブルが接続され、電源復旧が期待されており、(ii) 3号機及び4号機についても計測用の電源が2日に回復していること、(iii) 1から3号機については海水を注入し、特に1号機は海水の注入量を増やししながら、燃料の冷却作業が続けられている様子、(iv) チェルノブイリ原発事故と本件事故を比べると、原子炉の格納容器の有無や、放射性物質の放出量などの状況が違うこと等(乙A107・21枚目。朝日新聞)。
H23. 3. 26	本件原発の敷地内で放射線量の高い汚染水がたまっている箇所があり、これについて、配管の破損によるものではないかとの見方(乙A107・25枚目。朝日新聞)。
H23. 4. 1	本件原発においてタービン建屋に大量にたまっている汚染水を除去するための作業が続けられており、その流出防止が難題となっていること等(乙A107・33枚目。日経新聞)。
H23. 4. 3	「大気中拡散 沈静化か 第一原発の放射性物質 濃度低下傾向」との見出しで、本件事故で大気中に放出された放射性物質の濃度が次第に下がっているとの分析結果を、財団法人日本分析センターがまとめたこと(乙A109・29枚目。福島民報)。
H23. 4. 6	本件原発において生じた高濃度の汚染水について、2号機の取水口付近の流出が止まったこと等(乙A107・40枚目。朝日新聞)。
H23. 4. 7	「第一原発 水素爆発防止へ窒素注入 海への汚染水流出止まる」との見出しで、(i) 一審被告東電が同月6日夜から水素爆発が起きて放射性物質が放出されるのを防ぐため、1号機の原子炉格納容器内に窒素ガスの注入作業を開始したこと、(ii) 2号機取水口付近から海に出ていた汚染水の流出が同月6日午前5時38分頃に止まったこと(乙A109・32枚目。福島民報)。
H23. 4. 9	(i) 本件原発の敷地内の高濃度の汚染水について、同日中に保管先を確保し、移送する作業が始まること、(ii) 本件原発の1号機から3号機の屋内外へこれまで漏れた放射能の量は、原子炉内にあった総量の1割に満たない可能性が高いこと等(乙A107・42枚目。朝日新聞)。

日付	報道内容等
H23. 4. 13	『「チェルノブイリと違う」IAEA 事故構造や規模』との見出しで、国際原子力機関（IAEA）のフローリー事務次長が、同月 12 日に記者会見を行い、チェルノブイリ原発事故では原子炉の試験運転中に大きな爆発が起きて放射性物質が広範囲に拡散したのに対し、本件事故は運転停止後に起き、原子炉の圧力容器の爆発もなかった点を指摘した上で、事故の構造や規模が「全く異なる」と述べたこと（乙 A107・47 枚目。朝日新聞）。
H23. 4. 14	「高汚染水回収 徐々に前進」との見出しで、本件原発の敷地内の高濃度の汚染水の移送作業は予定より早く進み、その第 1 段階が同月 13 日午後 5 時 4 分に終わったこと等（乙 A107・48 枚目。朝日新聞）。
H23. 4. 15	「海中フェンス設置完了 福島第一、汚染水拡散防ぐ」との見出しで、本件原発の取水口付近の海水を仕切るシルトフェンスを 6 か所に設置する作業が同月 14 日に終了したこと等（乙 A107・49 枚目。朝日新聞）。
H23. 4. 18	一審被告東電が、同月 17 日に本件原発の原子炉の冷却と放射性物質の放出抑制に向けての工程表を公表し、今後 3 か月程度で原子炉と使用済み燃料プールの冷却、原子炉を丸ごと水で包む水棺の実施等を行い（ステップ 1）、今後 6～9 か月程度で原子炉を冷温停止状態にすること等（ステップ 2）を目標とすること（乙 A107・51 枚目。日経新聞）。
H23. 4. 20	(i) 一審被告東電が、同月 19 日に本件原発の 2 号機の汚染水を集中廃棄物処理施設に移送する作業を開始したこと、(ii) 本件事故の緊急事態に備え、米国から派遣されていた特殊専門部隊が翌週に帰国することが明らかとなったこと、(iii) 当該米国専門部隊の帰国について、一審被告東電が本件事故の収束に向けた「工程表を公表したことや原発の現在の状況などから、事態が悪化する可能性は低いと判断したとみられる」との福島民報の見解が示されていること等（乙 A109・47 枚目。福島民報）。

以上

別紙②-2 (いわき市の空間放射線量率等の放射線に関する情報)

日付	報道内容等
H23. 3. 16	同日午前 8 時現在のデータとして、通常時の平均値を超える毎時 1.50 マイクロシーベルトが観測されているが、「すぐ健康に影響が出るレベルではない」との専門家の指摘が示されていること(乙 A107・5 枚目。朝日新聞)。
H23. 3. 17	同月 16 日午後 7 時現在のデータとして、毎時 1.64 マイクロシーベルトと報じるとともに、「福島第一原発から約六十キロ離れた福島市にも原発の影響が及んでいると見ているが、「健康に影響を与える数値ではない」との福島県の見解が示されていること(乙 A109・8 枚目。福島民報)。
H23. 3. 18	(i) 「放射線量 低下傾向に」との見出しで、同月 17 日午後 6 時時点で、毎時 1.21 マイクロシーベルトとされ、福島市内でもピーク時の半分近くの値になるなど、各地で低下傾向がみられたこと(乙 A107・10 枚目。朝日新聞)。 (ii) 同月 18 日午前 11 時時点では、毎時 1.06 マイクロシーベルトと、空間放射線量率がさらに減少していること(乙 A107・11 枚目。朝日新聞)。
H23. 3. 19	同日午前 9 時時点で、毎時 0.94 マイクロシーベルトであること(乙 A107・13 枚目。朝日新聞)。
H23. 3. 20	『19 日の県内測定値「健康に影響なし」』との見出しで、同月 19 日午後 7 時時点で、毎時 0.75 マイクロシーベルトと報じるとともに、「健康に影響を与える数値ではない」との福島県の見解が示されていること(乙 A109・10 枚目。福島民報)。
H23. 3. 22	同月 21 日午後 7 時時点で、毎時 2.16 マイクロシーベルトであること(乙 A109・14 枚目。福島民報)。
H23. 3. 24 ①	同月 23 日午後 7 時時点で、毎時 1.62 マイクロシーベルトであること(乙 A109・17 枚目。福島民報)。
H23. 3. 24 ②	同日午前 8 時時点で、「放射線量 福島・首都圏 下がる傾向」との見出しで、毎時 1.51 マイクロシーベルトであること(乙 A107・22 枚目。朝日新聞)。
H23. 3. 25 ①	「環境放射能値福島市減少傾向」との見出しで、同月 24 日午後 7 時時点で、毎時 1.40 マイクロシーベルトまで減少したこと(乙 A109・18 枚目。福島民報)。
H23. 3. 25 ②	同日午前 8 時時点で、毎時 1.39 マイクロシーベルトであること(乙 A107・24 枚目。朝日新聞)。
H23. 3. 26	同月 25 日午後 7 時時点で、毎時 1.22 マイクロシーベルトであること(乙 A109・19 枚目。福島民報)。
H23. 3. 28 ①	(i) 『30 キロ圏外 ハウス野菜 7 品「安全」放射能暫定基準値下回る 県、販売強化を要請』との見出しで、福島県が実施した本件原発から半径 30 キロ圏外のハウス栽培野菜の放射能測定において、7 品目が食品衛生法の暫定基準値を下回ったこと(乙 A109・21 枚目。福島民報)。 (ii) 「福島で低下傾向 環境放射能測定値」との見出しで、同月 27 日午後 7 時時点で、毎時 0.99 マイクロシーベルトであること(乙 A109・23 枚目。福島民報)。

日付	報道内容等
H23. 3. 28 ②	(i) 「各地で放射線量低下 大気・水道」との見出しで、同月 27 日午後 6 時時点で、毎時 1.00 マイクロシーベルトであること (乙 A107・27 枚目。朝日新聞)。 (ii) 「放射線量 大気中低下続く」との見出しで、同月 28 日午前 8 時時点で、毎時 0.91 マイクロシーベルトであること (乙 A107・28 枚目。朝日新聞)。
H23. 3. 29 ①	同月 28 日午後 7 時時点で、毎時 0.85 マイクロシーベルトであること (乙 A109・24 枚目。福島民報)。
H23. 3. 29 ②	「放射線量 さらに低下」との見出しで、同月 28 日午後 6 時時点で、毎時 0.83 マイクロシーベルトであること (乙 A107・29 枚目。朝日新聞)。
H23. 3. 30	同月 29 日の午後 6 時時点では、毎時 0.77 マイクロシーベルトであり、微減が続いていること (乙 A107・31 枚目。朝日新聞)。
H23. 3. 31	同月 30 日の午後 2 時時点では、毎時 0.64 マイクロシーベルトと、さらに放射線量率が減少していること (乙 A107・32 枚目。朝日新聞)。
H23. 4. 1	(i) 同年 3 月 31 日午後 7 時時点で、毎時 0.68 マイクロシーベルトと放射線量率が減少していること (乙 A109・26 枚目。福島民報)。 (ii) いわき市が同年 3 月 31 日に乳児の水道水摂取制限を解除したと発表したこと (乙 A109・26 枚目。福島民報)。
H23. 4. 3	同月 2 日午後 7 時時点で、毎時 0.56 マイクロシーベルトと放射線量率が減少していること (乙 A109・30 枚目。福島民報)。
H23. 4. 4	(i) 同月 3 日の測定値として、毎時 0.51 マイクロシーベルトであること、また、 (ii) 同月 1 日に採取した本件原発から約 30 キロ地点の海水に含まれる放射性物質濃度が 3 月 28 日採取分よりも低下し、いずれも基準を大きく下回っていること (乙 A107・37 枚目。朝日新聞)。
H23. 4. 7	同月 6 日の測定値として、毎時 0.42 マイクロシーベルトであること (乙 A107・41 枚目。朝日新聞)。
H23. 4. 10	米国エネルギー省が、本件原発から 40 キロ圏外の放射線量率は減り続けており、避難や移住などの必要がない放射線量率になっている、とする見解を発表したこと (乙 A107・43 枚目。朝日新聞)。
H23. 4. 11 ①	同月 10 日午後時点で、毎時 0.33 マイクロシーベルトであること等 (乙 A107・44 枚目。朝日新聞)。
H23. 4. 11 ②	「野菜や加工品 いわき市長が安全宣言」との見出しで、同月 9 日・10 日に実施された「がんばっぺ いわきキャンペーン」にて、渡辺敬夫市長 (当時) が高らかに「農産物安全宣言」を行ったこと (乙 A109・35 枚目。福島民報)。
H23. 4. 13	『コメ作付け 避難 3 区域外は「問題なし」』と見出しで、福島県が、土壌調査の結果、政府指示による避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域以外で検出された放射性セシウムが米の作付け制限の基準値を下回ったと発表したこと (乙 A107・46 枚目。日経新聞)。
H23. 4. 14	同月 13 日午後 7 時時点で、毎時 0.38 マイクロシーベルトであること等 (乙 A109・36 枚目。福島民報)。

日付	報道内容等
H23. 4. 15	同月 14 日午後 7 時時点で、毎時 0.36 マイクロシーベルトであること等(乙 A109・37 枚目。福島民報)。
H23. 4. 16	同月 15 日午後の時点で、毎時 0.33 マイクロシーベルトであること等(乙 A107・50 枚目。朝日新聞)。
H23. 4. 17	(i) 政府が同月 16 日に、中通りを中心とした県内 25 市町村で原乳の出荷制限を解除したこと等(乙 A109・41 枚目。福島民報)。 (ii) 福島県内で栽培されたハウス野菜全 48 点が食品衛生法の暫定基準値を下回ったこと(乙 A109・43 枚目。福島民報)。
H23. 4. 18	同月 11 日時点で、水道水から放射性物質が検出されなかったこと(乙 C31 の 1・2 枚目。広報いわき)。
H23. 4. 20	学校、幼稚園、保育園等の土壌放射能に関し、文部科学省が 52 校・園を対象に実施した土壌汚染放射の調査の結果、健康上、問題となる数値の放射性物質は検出されなかったこと(乙 A109・46 枚目。福島民報)。
H23. 4. 21	同月 20 日午後の時点で、毎時 0.28 マイクロシーベルトであること等(乙 A107・56 枚目。朝日新聞)。

以上

別紙②-3 (放射線の健康への影響に関する情報)

日付	報道内容等
H23. 3. 16	<p>「30 キロ圏外 普段の生活を」との見出しで、「専門家は「原発の半径 30 キロ圏外に住む人は正しい情報を集めながら、普段通りの生活を送って欲しい」と冷静な対応を呼びかけている。私たちは普段から宇宙や大地から、1 時間あたり 0.274 マイクロシーベルトの放射線を浴びている。一方で、胸部の CT スキャンの放射線量は 1 回あたり 6900 マイクロシーベルト。16 日午前 9 時現在、栃木県那須町で毎時 1.36 マイクロシーベルトといった数字が観測されているが、CT スキャンの約 5 千分の 1にとどまる。このため、専門家は、子どもを含め、外出を控える必要はなく、洗濯物を外に干しても大丈夫だと話している」(乙 A108 の 2。朝日新聞)。</p>
H23. 3. 16	<p>『県「健康に影響はない」』との見出しで、「いずれの市町の測定結果も健康に影響を与える範囲ではない」との県の見解が報道されている(乙 A109・5 枚目。福島民報)。</p>
H23. 3. 17	<p>福島市の水道水から一時的にヨウ素とセシウムが検出されたことについて、「お年寄りも子どもも、飲んで安全には問題のないレベルだ」との原子力安全委員のコメントが紹介されているほか(乙 A107・7 枚目。朝日新聞)、文部科学省や放射線医学総合研究所、緊急被ばく医療研究センターのウェブサイトの URL 等の情報提供(乙 A107・6~8 枚目。朝日新聞)。</p>
H23. 3. 17	<p>(i)「ブラジルやインドなど、年間被曝量が数十ミリシーベルトと国際的にみても高い地域でも、がん発症率は高くない」、(ii)「健康への影響出ない値」との見出しで、「確かに事故以降、近隣都県を中心に、過去の平均値より高い値が検出されている。しかし、毎時数マイクロシーベルト以下ならば、健康に影響を与える値ではないと考えられている」、(iii)「胎児や母乳 懸念を否定 産科婦人科学会」との見出しで、「日本産科婦人科学会は 16 日、妊娠・授乳中の女性への放射線被曝の影響に関する見解を学会ホームページで公表した。福島第一原発で爆発事故が起きた 15 日に、同原発から 5 キロ以上離れた場所にいた場合、被曝量は人体に影響を与えない低レベルのもので、本人や胎児、母乳を飲んでいる乳幼児への『悪影響について心配する必要はない』としている。放射性物質による甲状腺障害を防ぐためのヨウ化カリウムの服用は不要で、母乳をあきらめる必要はない、と説明している。」(乙 A108 の 3。朝日新聞)。</p>
H23. 3. 18	<p>公益財団法人日本医学放射線学会は、平成 23 年 3 月 18 日には、「放射線被ばくなどに関する Q&A」をウェブサイト上に掲載し、「どこにいても母親や子供の健康影響が心配となるような放射線の量は浴びていません。」、「行政からの指示に従い、行動する限り、被ばくによる健康への影響はありません。」、「今皆さんがどこにいても、地域の放射線量は妊婦や子供への影響を心配するには及ばない少ない線量です。」との回答を公表(乙 A55)。</p>
H23. 3. 18	<p>専門家の見解として、「ふだんよりも高めとはいっても、現在、各地で観測されている放射線量はマイクロシーベルトのレベル。健康への影響が心配される線量とは、けたが全然違う。胸部の X 線や CT など、医療機関で浴びる放射線と比べてもはるかに低く、心配する必要はない。」との知見を掲載(乙 A107・10 枚目。朝日新聞)。</p>

日付	報道内容等
H23. 3. 19	「被曝 心配し過ぎないで」との見出しで、「原発の半径 30 キロ圏内の住民でも、除染が必要なレベルの放射線が検出されたのは、原発のそばを歩いていたなど、ごく例外的な場合だけ。圏外の住民は現状では検査は必要ない」、「現状で健康への影響が心配されるのは、『原発の復旧作業のために尽力している方々だけ』」との専門機関の見解を掲載（乙 A107・14 枚目。朝日新聞）。
H23. 3. 20	『「まったく心配ない」専門家強調』との見出しで、福島市で放射線量率が他市町村より高い数値を記録し、水道水から放射性物質が検出されていることについて、世界保健機構緊急被ばく医療協力研究センター長が、放射性ヨウ素の半減期が八日であることや実際に体内に取り込む量が極めて少ないことから「健康には全く心配ない」と強調した（乙 A109・10 枚目。福島民報）。
H23. 3. 21	「放射線リスク過度の反応戒め」との見出しで、「県民の健康に全く影響はない」と強調する専門家(チェルノブイリ原発事故に関わった者)の見解を掲載(乙 A109・12 枚目。福島民報)。
H23. 3. 22	政府が同月 21 日、暫定基準値を超える放射性物質が検出された農産物の出荷を控えるよう指示したことに、関係し、「母乳として与えても、現時点の数値は微量なのでまず心配ない」との専門家の見解を掲載（乙 A109・14 枚目。福島民報）。
H23. 3. 23	<p>原災法に基づき、福島県産等のほうれん草、かき菜、原乳について出荷停止が指示されたこと、及び福島県産の小松菜・キャベツ等について摂取制限の指示がなされたことに関連して、</p> <p>(i) 「人体に影響ない数値」との見出しの上で、「いまの大気や野菜、水の検出値はいずれも健康に直ちに影響を与えるものではない。すでに飲んだり食べたりしたもので問題はない。」との専門家の見解を掲載（乙 A107・16 枚目。朝日新聞）。</p> <p>(ii) 「食べても健康に問題なし/出荷停止は予防措置」との見出しで、暫定規制値を上回る食品を摂取しても被ばく量はわずかであることを説明（乙 A107・18 枚目。日経新聞）。</p> <p>(iii) 「最大値を示した野菜を約 10 日間食べても、1 年間の自然放射線量のほぼ 2 分の 1 にとどまるので、ただちに健康に被害が出ないことはもとより、将来にわたって健康に影響を与えるような放射線量は受けない」との政府の説明(乙 A107・19 枚目。朝日新聞)。</p>
H23. 3. 24	日本産婦人科学会は、「水道水について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内」と題する見解文を公表。同見解文では、現時点では妊娠中・授乳中女性が軽度汚染水道水（1kg 当たり 200 ベクレル前後の放射性物質を含む水道水）を連日飲んでも、母体及び胎児に健康被害は起こらないこと、及び、授乳を継続しても乳幼児に健康被害は起こらないことが推定されるとの見解が示されている(乙 A56)。
H23. 3. 25 ①	「風呂、心配なし」「妊婦も通常の生活を」との見出しで、日本産婦人科学会が「妊娠中や授乳中の女性が連日水道水を飲んでも、母体や赤ちゃんに健康被害は起こらないことが推定される」との見解を示したこと（上記 H23. 3. 24）が報道されている（乙 A109・18 枚目。福島民報）。

日付	報道内容等
H23. 3. 25 ②	<p>(i) 水道水から放射性物質が検出されたことについて、国や自治体が冷静な対応を呼びかけていることが報じられるとともに、「放射能の検出が暫定規制値以下なら、健康への影響は全く心配ない。放射性ヨウ素は、甲状腺という組織に集まりやすく将来、がんになるリスクを高める懸念があるが、暫定規制値は相当ゆとりを持たせている。たとえ上回った場合に一時的に飲んだとしても問題はない。現状なら障害はでない水準といえる。この程度なら、放射線よりも喫煙や食生活、運動などの生活習慣の方が健康に大きく影響する。」との専門家の見解を掲載(乙 A107・23 枚目。日経新聞)。</p> <p>(ii) 福島県川俣町の子どもの甲状腺被曝の調査をした結果、1 歳から 15 歳の 66 人についていずれも問題のない値であること(乙 A107・24 枚目。朝日新聞)。</p>
H23. 4. 3	<p>(i) 「放射線と健康 正しく知る」との見出しで、「100 ミリシーベルト以下になると喫煙など他の要因によるリスクと見分けがつかなくなる」、「実際には、放射線は日常的に宇宙から降り注ぎ、岩石に含まれる放射性物質からも出ている。日本人は平均年間 1.5 ミリシーベルトを浴びている。(年間 1 ミリシーベルトという一般人の) 規制値はそれを超えればすぐに危険という『安全と危険を区切る境界線』ではない。安全に十分な余裕がとってある。」等の専門家の知見を掲載(乙 A107・35 枚目。日経新聞)。</p> <p>(ii) 一部が本件原発から 30 キロ圏内に入る飯館村及びこれに隣接する川俣町で 946 名の子どもの甲状腺被ばくの状況を検査したところ、いずれも問題はなかったこと(乙 A107・36 枚目。日経新聞)。</p>
H23. 4. 4	<p>(i) 国の原子力災害対策本部と福島県が、「放射線に関する問い合わせ窓口」に多く寄せられている質問への回答を公表したこと、(ii) 同回答には、30 キロ圏外の家庭生活について「散歩、洗濯物、エアコン使用など日常生活に影響はない」、放射性物質・放射線量率の短期的・長期的影響について、「1 時間当たり 100 ミリシーベルト以下では急性症状や長期的影響はない」との見解が含まれていること(乙 A109・31 枚目。福島民報)。</p>
H23. 4. 5	<p>放射性物質の摂取と健康影響に関して「100 ミリシーベルト以下ではリスクが高くなるという明らかな証拠は認められていない。がんの発病は、喫煙や生活習慣といった条件も関係する。100 ミリシーベルト以下では、こうした要因と分けて分析できないくらい放射線の影響度が小さいとされる。『少量の放射線が健康への問題を引き起こすことは考えられない』と専門家が言うのはこのためだ」との科学的知見を掲載(乙 A107・39 枚目。朝日新聞)。</p>
H23. 4. 7	<p>地元紙である福島民報にて、福島県のアドバイザーの Q&A として、「現在の状況が続いても、健康リスクがあるとされる 100 ミリシーベルトまで蓄積される可能性はない。」、「将来の妊娠も全く心配要らない。子どもも現在の線量で影響が出ることはない」との回答等(乙 A58 の 2)。</p>
H23. 4. 17	<p>「積算放射線量が 100 ミリシーベルト(10 万マイクロシーベルト)未満では、がんが引き起こされるという科学的な根拠はありません」との科学的知見を掲載(乙 A109・42 枚目。福島民報)。</p>
H23. 4. 23	<p>いわき市長(当時)が、平成 23 年 4 月 22 日に政府によりなされた、いわき市の屋内退避指示解除に対し、「政府が正式に『いわきは安全』ということを確認した」とコメント(乙 A109・51 枚目。福島民報)。</p>
H23. 4. 30	<p>厚生省が平成 23 年 4 月 30 日の時点で、福島、茨城など 1 都 4 県に住む女性 23 人の母乳を検査した結果、「乳児への影響はない。母乳は栄養面などで利点が多く、普段通りに育児をしてほしい」と呼びかけたこと(乙 A205。日経新聞)。</p>

以上